

伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会
検討結果報告書

令和3年11月

伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会

目 次

第1章 検討委員会の概要について

- 1 検討の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- 2 検討委員会の体制・・・・・・・・・・P 3
- 3 検討事項の概要・・・・・・・・・・P 3
- 4 検討の経過・・・・・・・・・・P 4

第2章 消防連携・協力実施計画の策定について

- 1 策定に至る経緯等・・・・・・・・・・P 7
- 2 計画の内容・・・・・・・・・・P 7

第3章 消防指令業務の共同運用について

- 1 国及び県の推進状況・・・・・・・・・・P 8
- 2 三重県内の動き・・・・・・・・・・P 8
- 3 指令業務共同運用により期待できる効果・・・・・・・・・・P 9
- 4 先行事例・・・・・・・・・・P11
- 5 指令業務共同運用の開始日・・・・・・・・・・P11
- 6 共同消防指令センターの設置場所・・・・・・・・・・P12
- 7 運営方式・・・・・・・・・・P15
- 8 費用の負担方法及び負担割合・・・・・・・・・・P16
- 9 整備費用及び財政措置・・・・・・・・・・P19
- 10 消防指令システムの整備方法・・・・・・・・・・P20
- 11 消防指令システムの機器構成・・・・・・・・・・P21
- 12 共同消防指令センターへの移行・・・・・・・・・・P25
- 13 維持管理費用・・・・・・・・・・P27
- 14 共同消防指令センターの配置人員・・・・・・・・・・P29
- 15 研修、訓練及び事例検証・・・・・・・・・・P33
- 16 スケジュール・・・・・・・・・・P34

第4章 予防業務の連携・協力について

- 1 消防検査業務等の相互応援・・・・・・・・・・P35
- 2 火災原因調査業務の相互応援・・・・・・・・・・P36
- 3 広報啓発業務の協力・・・・・・・・・・P37
- 4 研修、講習会等の合同開催・・・・・・・・・・P38
- 5 スケジュール・・・・・・・・・・P39

第5章 警防、救助及び救急業務の連携・協力について

- 1 火災及び救助の相互応援出動・・・・・・・・・・P40
- 2 救急の相互応援出動・・・・・・・・・・P42
- 3 特殊な車両及び資機材の相互活用・・・・・・・・・・P44

4	研修、訓練、事例検証の合同開催・・・・・・・・・・・・・・・・	P46
5	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P47

別添資料

資料1	伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会設置要綱
資料2	伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会及び専門部会の構成員表
資料3	伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画
資料4	伊賀市・名張市消防指令業務共同運用基本構想
資料5	伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書等の体系図
資料6	伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書（案）
資料7	伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会設置に関する協議書（案）
資料8	伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会規約（案）
資料9	伊賀市・名張市消防相互応援協定（案）
資料10	市町村の消防の連携・協力に関する基本指針
資料11	三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（第4章抜粋）
資料12	指令業務共同運用先行事例一覧表

第1章 検討委員会の概要について

1 検討の目的

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる中で、住民の生命、身体及び財産を守る責務を担う消防は、管内で発生する火災、救急及び救助事案に適切に対応していくとともに、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等の複雑化、多様化する災害にも備えていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症に職員が感染した場合においても、災害に対応できる業務体制を維持しなければなりません。

その課題解決に向けた消防広域化については、国が示す基本指針や県の推進計画に基づき、伊賀市及び名張市（以下「両市」といいます。）でも協議を行ってきましたが、職員の身分や広域化に係る費用等の調整が困難であり、なお時間を要することから、今回、将来の消防広域化を見据え、消防事務の一部を相互に柔軟に連携・協力し、両市の消防力を強化することを目的として、「伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）」を令和3年6月1日に設置し、「消防指令業務の共同運用（以下「指令業務共同運用」といいます。）」、「災害対応力の強化」、「施設整備や維持管理に係る経費の低減」、「人材育成」等の観点から、連携・協力を行うべき消防事務について検討を行いました。

2 検討委員会の体制

検討委員会の体制は、検討委員会及び専門部会による構成としました。

- (1) 伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会設置要綱（資料1）
- (2) 伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会及び専門部会の構成員表（資料2）

3 検討事項の概要

検討委員会において、次の事項について検討を行いました。

- (1) 消防連携・協力実施計画の策定に関すること。
- (2) 指令業務共同運用に係る調査及び研究に関すること。

ア 指令業務共同運用の開始日について

イ 共同消防指令センターの設置場所について

ウ 運用方式について

- エ 費用の負担方法及び負担割合について
- オ 整備費用及び財政措置について
- カ 消防指令システムの整備方法について
- キ 消防指令システムの機器構成について
- ク 共同消防指令センターへの移行について
- ケ 維持管理費用について
- コ 共同消防指令センターの配置人員について
- サ 研修、訓練、事例検証について
- シ スケジュールについて

(3) 予防業務の消防連携・協力に係る調査及び研究に関すること。

- ア 消防検査業務の相互応援について
- イ 火災原因調査業務の相互応援について
- ウ 広報啓発業務の協力について
- エ 研修、講習会等の合同開催について
- オ スケジュールについて

(4) 警防、救助及び救急業務の消防連携・協力に係る調査及び研究に関すること。

- ア 火災及び救助の相互応援出動について
- イ 救急の相互応援出動について
- ウ 特殊な車両及び資機材の相互活用について
- エ 研修、訓練、事例検証の合同開催について
- オ スケジュールについて

(5) その他、消防連携・協力に関して必要な事項

4 検討の経過

(1) 検討委員会（令和3年6月1日設置）

第1回 令和3年6月24日（木）

- ・検討委員会設置要綱及び構成員について
- ・伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画について
- ・各専門部会からの報告について
- ・今後のスケジュールについて
- ・令和4年度当初予算要求について

第2回 令和3年9月14日（火）（書面会議）

- ・検討委員会検討結果報告書（案）について

第3回 令和3年9月28日（火）

- ・消防指令業務共同運用基本構想について
- ・検討委員会検討結果報告書（案）について
- ・伊賀市・名張市消防連携・協力に係る協定書等の体系について
- ・伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会設置に係る協議について
- ・各専門部会からの報告について
- ・共同消防指令センター整備に係る予算及び事業推進計画について
- ・今後のスケジュールについて

第4回 令和3年10月20日（水）

- ・検討委員会検討結果報告書（案）について
- ・各専門部会からの報告について

（2）指令業務専門部会

第1回 令和3年6月1日（火）

- ・伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画について
- ・伊賀市・名張市消防指令業務共同運用基本構想（素案）について
- ・共同運用に伴う消防無線の運用及び機器のあり方について

第2回 令和3年6月16日（水）

- ・伊賀市・名張市消防指令業務共同運用基本構想（案）について
- ・消防指令システムの機器構成について

第3回 令和3年7月20日（火）

- ・両市の指令業務の洗い出しについて
- ・消防指令システム等の構成について

（3）予防業務専門部会

第1回 令和3年6月23日（水）

- ・予防連携・協力に係る業務について

第2回 令和3年7月13日（火）

- ・予防連携・協力に係る業務の詳細について

第3回 令和3年9月17日（金）

- ・予防業務の連携・協力細部計画について
- ・年間計画について
- ・消防OAシステムについて

（4）警防・救急業務専門部会

第1回 令和3年6月4日（金）

- ・令和4年4月1日から実施の連携・協力について
- ・指令業務共同運用に係る連携・協力について

第2回 令和3年6月18日（金）

- ・令和4年度、令和6年度から実施の連携・協力について
- ・警防・救急業務に係る業務の洗い出しについて

第3回 令和3年7月30日（金）

- ・伊賀市・名張市消防連携・協力に係る検討結果について
- ・市境界付近の救急事案に係る連携・協力について
- ・通信共同運用に係る擦り合わせ事項について

第2章 消防連携・協力実施計画の策定について

1 策定に至る経緯等

令和2年12月に、伊賀市・名張市消防連携・協力勉強会（以下「勉強会」といいます。）を開催し、両市消防長において、「指令業務の共同運用」、「予防業務」、「警防・救急業務」等の連携・協力を進めることについて「確認書」を交わしました。

その後、勉強会において、国が示す「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」に基づき、連携・協力の円滑な実施を確保することを目的として、「指令業務共同運用」、「災害対応力の強化」、「施設整備や維持管理に係る経費の低減」、「人材育成」等の観点から、連携・協力を行うべき消防事務について検討を行い、令和3年5月に「伊賀市・名張市消防連携協力実施計画（案）」を両市の議員全員協議会で公表し、検討委員会において最終確認を行った上で、同3年7月に「伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画（資料3）」（以下「実施計画」といいます。）」を策定しました。

今後、共同消防指令センターの整備や相互応援に必要な車両整備等に要する費用について、国からの財政措置を受けるためには、実施計画に基づく整備事業とする必要があることから、令和3年9月に実施計画を三重県に提出しました。

2 計画の内容

- （1）連携・協力実施計画策定の目的
- （2）両市の消防需要等の現況及び将来予測並びに課題
- （3）連携・協力実施の基本的な方針
- （4）連携・協力実施に係る検討体制
- （5）連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- （6）連携・協力実施までのスケジュール
- （7）連携・協力を行う消防事務以外の事務の連携確保

第3章 消防指令業務の共同運用について

1 国及び県の推進状況

国は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとしましたが、全国的に十分な進展がみられなかったことから、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（資料10）」を示すとともに、指令業務共同運用を行う地方自治体に対して手厚い財政措置を講じることとしました。

県においても、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（資料11）」を策定し、当該計画の中で、伊賀市、名張市地域を、指令業務共同運用に向けて「連携・協力の気運の高まりを更に促進すべき地域」として示しています。

このように、国、県ともに消防の連携・協力の中心となる指令業務共同運用については、将来の消防広域化につながる期待が大きく、住民サービスの向上、大規模災害時の広域応援、行財政上の効果などの観点から強く推進しています。

2 三重県内の動き

平成19年度

- ・「三重県消防広域化推進計画」が策定されました。

第一段階で8ブロック、第二段階で4ブロック、将来目標は県域消防本部を設置するという計画が示されました。

- ・「三重北消防指令センター」が開設されました。

桑名市消防本部と四日市市消防本部との間において、指令業務共同運用が開始されました。

平成25年度

- ・「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」が策定されました。

優先的に広域化に取り組む地域の重点化を行い、広域化の気運の高まりを更に促進すべき地域として「伊賀市・名張市地域」、「四日市市・菰野町地域」、急ぎ消防体制の強化が必要な地域として「鳥羽市」が示されました。

平成28年度

- ・「三重北消防指令センター」に菰野町消防本部が加わりました。

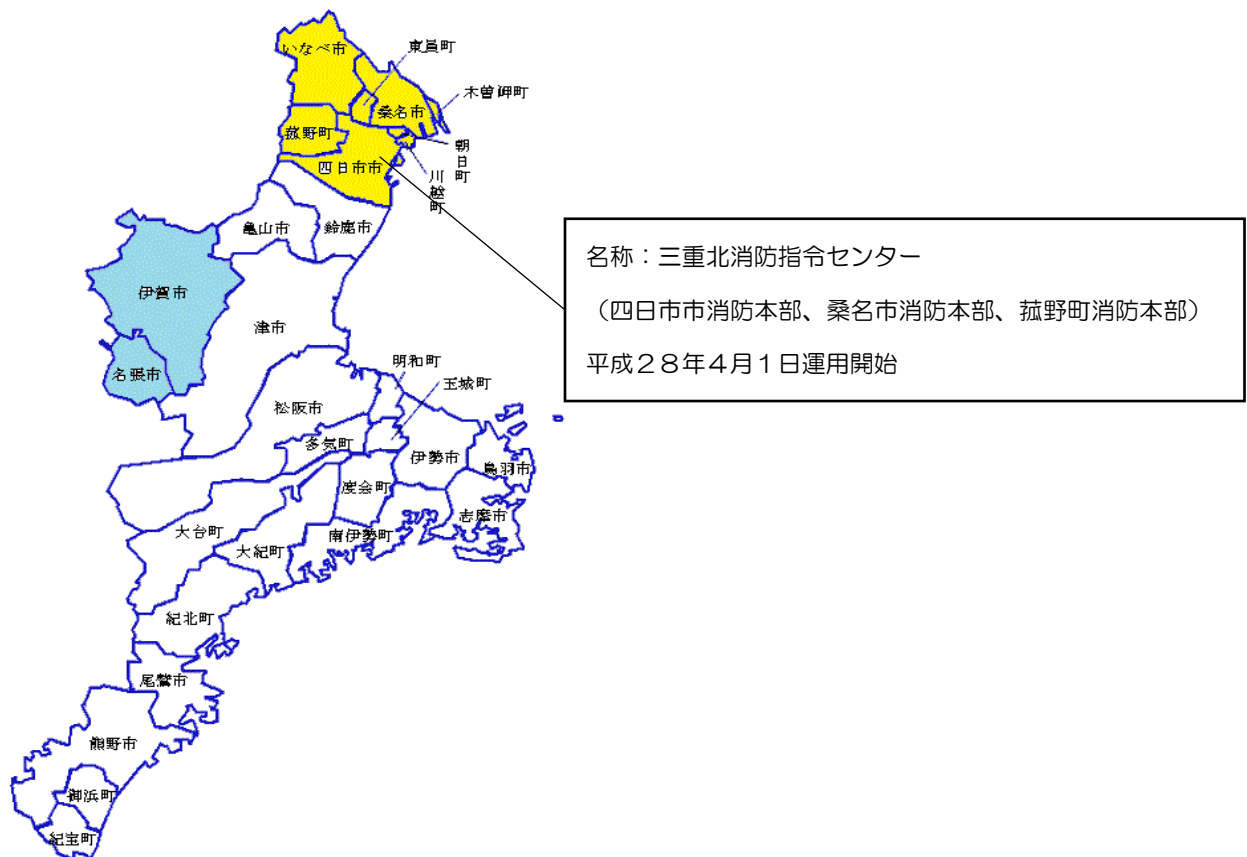
桑名市消防本部と四日市市消防本部による「三重北消防指令センター」の移設更

新に併せて、菰野町消防本部が加わりました。

平成30年度

- ・「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」が策定されました。

国から、平成29年4月に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が示されたことに伴い策定されたもので、指令業務共同運用に係る連携・協力の気運の高まりを更に促進すべき地域として、「津市・鈴鹿市・亀山市地域」、「志摩広域・鳥羽市地域」、「伊賀市・名張市地域」が示されました。



3 指令業務共同運用により期待できる効果

(1) 市民サービスの向上

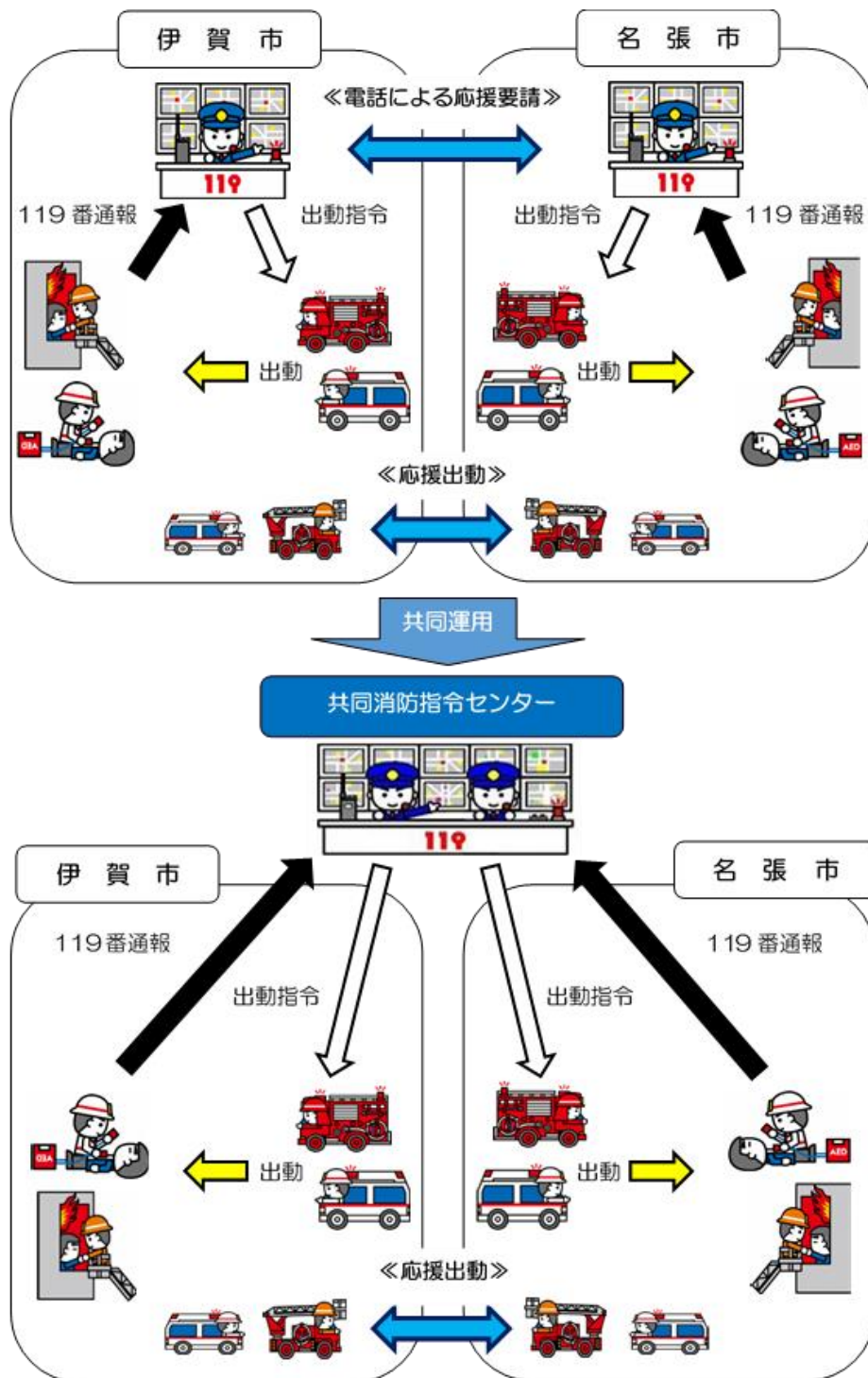
- ア 高機能消防指令システムの導入及び通信指令員の専従化により、119番通報が集中した場合における受信能力・処理能力が向上し、的確な対応が可能になります。
- イ 両市管内の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、多数傷病者発生事案や大規模火災時等において、通報と同時に応援出動が可能となり、相互応援体制を強化することができます。
- ウ 特殊な災害時の応援出動において、両市が保有するはしご車や化学車等の特殊車両を、即時応援により有効活用することができます。

(2) 行財政面の効果

ア 消防通信指令施設を共同整備することで、整備費や維持管理費等の低減を図ることができます。

イ 通信指令員の専従化及び効率的な配置により、災害現場要員の強化を図ることができます。

【指令業務共同運用のイメージ図】



4 先行事例

消防指令業務共同運用は、全国47地域192消防本部（令和2年4月現在）で実施されています。（指令業務共同運用先行事例一覧表（資料12）参照）

5 指令業務共同運用の開始日

◇現状・課題等について

【伊賀市】

伊賀市の消防指令システムは、平成28年に庁舎建設と併せて10年間の使用に耐える改修を行い、令和3年度で改修から5年が経過している状況で、単独で更新する場合は、令和8年度での更新を計画していました。

【名張市】

名張市の消防指令システムは、平成22年の庁舎建設と併せて整備したもので、令和3年度で整備から11年が経過している状況で、単独で更新する場合は、令和3年度での更新を計画していました。

指令業務共同運用の協議開始に伴い、単独での更新を見送りましたが、既に更新時期を迎えているため、故障時の対応などが課題となっています。

◆検討・対策等について

両市の消防指令システムの更新時期には5年の隔たりがあり、指令業務共同運用を実施するためには、伊賀市は更新時期を前倒しし、名張市は更新時期を延伸する調整が必要となります。

指令業務共同運用の開始については、広域連携事務執行機関の設置等の事務手続や共同消防指令センターの整備に係る期間を考えると、検討委員会で協議を開始した令和3年度を含め、最短で3年間が必要となります。

また、指令業務共同運用を行うことにより活用できる国からの財政措置（緊急防災・減災事業債）の期限が、令和7年度までであることに加え、名張市の消防指令システムが、既に更新時期を迎えている状況を考慮すると、できる限り早い時期での共同運用開始を目指す必要があります。

■まとめ

両市の消防指令システムの更新時期に5年の隔たりがある現状で、指令業務共同運用を実施するため、伊賀市は更新時期を前倒しし、名張市は更新時期を延伸することで調整を行うこととします。

国からの財政措置の期限内であることと名張市の消防指令システムの経年劣化を考慮した上で、最短で事務手続と共同消防指令センターの整備を進めることとし、運用開始日は、令和6年4月1日とします。

6 共同消防指令センターの設置場所

◇現状・課題等について

(1) 両市の通信指令課（室）の状況について

【伊賀市】

伊賀市の通信指令課は、平成28年に竣工した伊賀市消防本部庁舎3階に設置しています。

現在、交替制勤務は2部交替制で通信指令員は各係7人（最低当務人員4人）の配置人員としており、指令室内で指令業務と事務を行っています。

伊賀市消防本部庁舎の通信指令業務エリアは約520㎡あり、現状において、最大で10人が1当務できる、仮眠室、浴室、食堂等のスペースが完備されている上に、指令室の隣接には、現在、使用していない予備指令室と予備機械室も備えています。

また、通信指令業務エリアと消防署とを隔離するためのセキュリティ設備も完備されていることから、軽微な改修で共同消防指令センターとしての活用が見込めます。

【名張市】

名張市の通信指令室は、平成22年に竣工した名張市消防本部庁舎2階に設置しています。

現在、交替制勤務は2部交替制で通信指令員は各班5人（最低当務人員3人）の配置人員としており、指令室で指令業務を行い、隣接する事務室で事務を行っています。

名張市消防本部庁舎の通信指令業務エリアは約182㎡で、共同消防指令センターを設置する場合は、新たに仮眠室、浴室、食堂等の増設が必要となり、そのスペースの確保が課題となります。

◆検討・対策等について

(1) 共同消防指令センターの設置場所について

消防指令業務は、情報処理装置、電話回線、指令専用回線、無線等のデータネットワークシステムを活用して災害の通報受付と出動指令、部隊統制等を行う業務であり、災害発生場所と通信指令室設置場所との距離関係による支障はありません。

指令業務共同運用を行うためには、共同消防指令センターを整備する必要があり、その方法としては、新たに共同消防指令センターを建設するか、既存の施設を活用することとなります。

今回は、運用開始までに着実に整備を行うとともに、整備費用を抑制するという観点から、既存の施設を活用することが適当であると考え、設置場所の候補として、伊賀市消防本部庁舎と名張市消防本部庁舎が挙げられます。

更に、両市の消防本部庁舎を比較すると、伊賀市消防本部庁舎の通信指令業務エリアは、約520㎡あり、共同消防指令センターに必要な指令室、執務室、仮眠室、浴室、食堂等のスペースやセキュリティ設備などが、既に完備されていますが、名張市消防本部庁舎の通信指令業務エリアは約182㎡と伊賀市より小さく、共同消防指令センターに必要な仮眠室、浴室、食堂等の設置が困難な状況となっています。

そのようなことから、費用面、設備等の設置スペース、流用できる既設の設備等を考慮すると、伊賀市消防本部庁舎3階の通信指令業務エリアに共同消防指令センターを設置することが適当であると判断します。その場合、名張市の通信指令機能が伊賀市に移ることから、共同消防指令センターとの情報共有対策を講じることが必要と考えます。

(2) 共同消防指令センターの設置環境について

ア 指令室等

伊賀市消防本部庁舎では、現在の指令室と機械室に加え、予備指令室と予備機械室があることから、共同消防指令センターを設置する場合は、現行の指令室と機械室に、Ⅱ型指令台2台、指揮台1台、無線統制台、各種サーバ等の新指令システムを設置し、予備指令室を事務室として使用することが適当と考えます。

指令室は、地震災害時にも通信指令業務が継続できるよう免震構造となっており、付帯設備として、非常電源や機械室の空調設備等も完備しています。

イ 通信指令員の勤務環境

伊賀市消防本部庁舎には、既に10室の仮眠室、浴室、食堂等のスペースが確保されています。

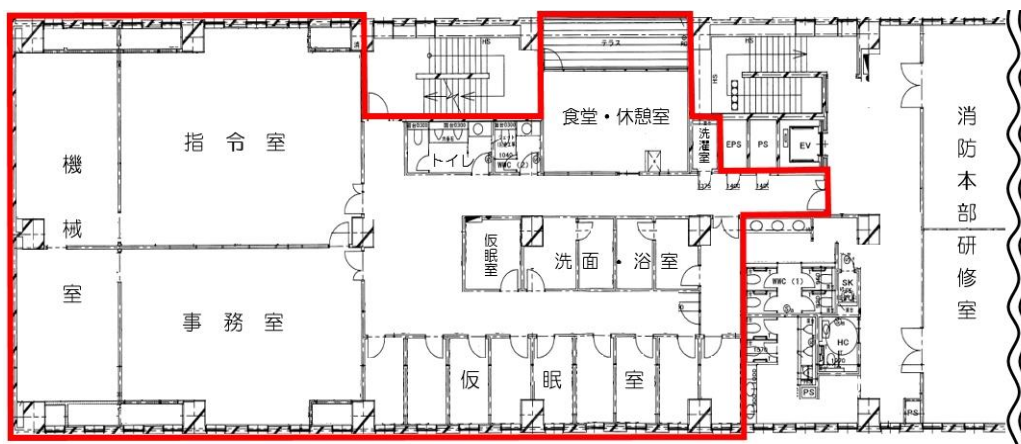
また、女性職員の勤務にも対応できるよう、仮眠室と浴室を専用エリアに区画設定することも可能となっています。

ウ セキュリティ対策

伊賀市消防本部庁舎 3 階部分は、「通信指令業務エリア」と講習会等に使用される研修室がある「一般エリア」に区画されています。

共同消防指令センターは、両市の通信指令業務を行うとともに、個人情報を取り扱うため、広域事務執行機関で事務を行う通信指令員のみを関係者とし、通信指令業務エリアに入室するには、セキュリティ対策が必要となりますが、伊賀市消防本部庁舎では、既に電子ロック等のセキュリティが完備されています。

伊賀市消防本部庁舎 3 階平面図の抜粋（指令センター予定部分）



竣工	： 平成 28 年 9 月
建物構造	： 鉄筋コンクリート造 3 階建（一部免震床）
延べ床面積	： 3,181.44 ㎡（訓練棟と車庫を除きます。）
3 階床面積	： 930.87 ㎡（うち指令センター予定部分 521.78 ㎡）
主な施設	： 指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ、浴室等

■まとめ

伊賀市消防本部庁舎では、共同消防指令センターの設置環境として、指令室、執務室、仮眠室、浴室、食堂等のスペースやセキュリティ設備などが、既に完備されていますが、名張市消防本部庁舎では、仮眠室、浴室、食堂等のスペースの確保等が困難なことから、運用開始までに庁舎改修が行え、整備費用も抑制することができる「伊賀市消防本部庁舎」に共同消防指令センターを設置することとします。

また、名張市消防本部庁舎に共同消防指令センターとの情報共有のための設備を設置することとします。

7 運営方式

◇現状・課題等について

地方自治法の規定に基づく地方公共団体相互間の協力制度については、「事務委託」、「機関等の共同設置」、「連携協約」、「協議会」等があります。全国47件の先行事例のうち約9割が「協議会」により運営を行っています。

◆検討・対策等について

先行事例を参考に、両市が行う運営方式を以下のとおり検討しました。

(1)「連携協約」(地方自治法第252条の2)

連携協約については、中心市と近隣の市町村が連携して事務処理をする基本方針や役割分担を定める制度です。

今回の指令業務共同運用は、両市が同等の権限で共同して事務を処理することから適さないと考えます。

(2)「協議会」(地方自治法第252条の2の2)

協議会については、派遣される職員の身分や権限に変更がないことに加え、組織する団体がそれぞれの主体性を維持したまま事務を共同で執行することができます。更には多くの先行事例を参考にでき、スムーズに運用を開始できると考えることから、両市が行う運営方式として適していると考えます。

(3)「機関等の共同設置」(地方自治法第252条の7)

機関等の共同設置については、派遣される職員は一方の市の職員扱いとなり、身分の統一などの調整が困難なため適さないと考えます。

(4)「事務委託」(地方自治法第252条の14)

事務委託については、両市の規模に大きな差がないこと及び委託側は事務の権限を失うこととなるため、適さないと考えます。

(5)「事務の代替執行」(地方自治法第252条の16の2)

事務の代替執行については、代替執行を依頼する団体のルールを適用し、依頼する団体の責任において、事務を管理、執行することで事務委託とは異なりますが、消防事務全般を委託することが一般的であり、指令業務のみを委託した場合は、事務委託と同様に委託側は事務の権限を失うため、適さないと考えます。

■まとめ

先行事例等を参考に検討した結果、両市の規模や共同処理する消防指令業務の内容から、

派遣される職員の身分や権限に変更がないことに加え、組織する団体がそれぞれの主体性を維持したまま事務を共同で執行することができる協議会（管理執行協議会）方式で運営することとします。

8 費用の負担方法及び負担割合

◇現状・課題等について

先行事例では、共同消防指令センターで使用する設備は負担割合により負担し、消防署や車両で使用する設備は、使用する自治体が全額負担するという事例が大半となっています。

負担割合については、先行事例の約8割が「人口割」による負担割合の算定を基本としており、その上で、自治体の規模や実情に応じて、「基準財政需要額割」、「単独整備費割」、「災害通報件数割」、「均等割」などを組み合わせて、負担割合が決められています。

◆検討・対策等について

（１）費用の負担方法について

伊賀市消防本部庁舎 3 階に共同消防指令センターを設置するための改修費用や共同消防指令センター内に設置する消防指令システム等の整備費用については、両市で定める負担割合に基づく負担とし、各市が独自で使用する署所端末装置や車両端末装置等については、両市の署所数や車両数に違いがあることから、使用する市がそれぞれ全額負担することが両市にとって公平な費用負担であると考えます。

（２）費用の負担割合について

先行事例を参考に、負担割合の基礎数値について検討しました。

項目			単位	伊賀市	名張市	合 計
ア	人 口	住民基本台帳	人	89,262	77,250	166,512
		（R3年4月1日現在）	%	53.6	46.4	100.0
		国勢調査	人	88,863	76,414	165,277
		（R2年）	%	53.8	46.2	100.0
イ	基準財政需要額		千円	1,199,255	834,248	2,033,503
	（R2年）		%	59.0	41.0	100.0
ウ	災害通報件数 5年平均		件	6,238	4,925	11,163
	（H28年～R2年）		%	55.9	44.1	100.0

エ	管轄面積	km ²	558.23	129.77	688.00
		%	81.1	18.9	100.0
オ	消防職員数 (R3 年 4 月 1 日現在)	人	171	116	287
		%	59.6	40.4	100.0
カ	署所数 (R3 年 4 月 1 日現在)	所	8	3	11
		%	72.7	27.3	100.0
キ	車両数 (R3 年 4 月 1 日現在)	台	37	26	63
		%	58.7	41.3	100.0
ク	均等割	%	50.0	50.0	100.0

ア 人口

人口は、自治体の規模を示す基礎的な数値であり、多くの先行事例でも採用されており、算定の基礎数値として妥当ですが、両市の場合、通勤や通学等による昼間人口の差を考慮する必要があります。

イ 基準財政需要額

基準財政需要額は、管轄面積が大きくなると署所や車両が多く必要となるため、人口密度等によって補正されます。今回の費用負担では、各市が独自で署所や車両に設置する設備は、各市が整備費用の全額を負担するという考えから、共同で使用する施設のみに適用する基礎数値としては適当でないと考えます。

ウ 災害通報件数

災害通報件数は、管轄面積、事業所数、昼間人口の差などにより、人口比以上に差が大きくなっていますが、共同で執行する消防指令業務に直接関係する数値であることから、算定の基礎数値として妥当であると考えます。

エ 管轄面積

管轄面積は、消火活動や救急活動に係る装備や人員、署所の設置等に関連する費用負担としては公平性が高い項目と言えますが、今回は、署所に設置する設備は各市が全額負担するという考えから、消防指令業務に係る費用負担としては公平性に欠けるものと考えます。

オ 消防職員数

消防職員数は、管轄面積に伴う署所数や車両数等によって算定されており、今回は、署所に設置する設備は各市が全額負担するという考えから、上記エの管轄面積と同様に、消防指令業務に係る費用負担としては公平性に欠けるものと考えます。

カ 署所数

上記 オ と同様です。

キ 車両数

上記 オ と同様です。

ク 均等割

自治体の規模に差がある場合、規模の小さい自治体にも一定の負担を担ってもらうよう費用の一部を均等に負担する場合がありますが、両市においては自治体の規模に大きな差がないことから、均等割を算定に加える必要はないと考えます。

■まとめ

費用の負担方法については、伊賀市消防本部庁舎の改修費用や共同消防指令センター内に設置する消防指令システム等の整備費用は、「両市で定める割合による負担」とし、各市が独自で使用する署所端末装置や車両端末装置等は、「使用する市の負担」とします。

負担割合の算定については、自治体の規模を示す基礎的な数値として「人口」を、両市の消防需要を考慮した数値として「災害通報件数」を算定の基礎数値として用いることとし、どちらの要素も等しく重要であると考えことから、費用の「50%を人口割」、「50%を災害通報件数割」で負担することとします。

また、用いる数値は、「人口」については5年ごとの国勢調査時の人口を、「災害通報件数」については直近過去5年間の平均値とし、将来も実情に応じた負担額となるようにします。

以上の考え方により、負担割合を算定すると、伊賀市が「54.82%」で、名張市が「45.18%」となります。

【負担割合算定表（令和4年度に適用）】

項目		伊賀市	名張市	計
人 口 【国勢調査の数値】 (R2年)	人口(人)	88,863	76,414	165,277
	割合(%)	53.77	46.23	100.00
	① 1/2(%)	26.88	23.12	50.00
災害通報件数 【5年間の平均値】 (H28年～R2年)	件数(件)	6,238	4,925	11,163
	割合(%)	55.88	44.12	100.00
	② 1/2(%)	27.94	22.06	50.00
①+② 負担割合(%)		54.82	45.18	100.00

9 整備費用及び財政措置

◇現状・課題等について

人口減少により人口一人当たりの消防行政に係るコストは割高になっていくものと予測され、今後、両市共に単独で、高機能化する消防指令システム等を整備し、維持していくことが困難な状況になると考えられます。

◆検討・対策等について

両市で指令業務共同運用を行うための消防指令システムを整備した場合は、国からの財政措置として、交付税措置率が高い緊急防災・減災事業債（充当率100% うち交付税算入率70%）を活用できますが、両市がそれぞれ単独で消防指令システムを整備した場合は、交付税措置率が低い防災対策事業債（充当率75% うち交付税算入率30%）を活用することとなります。

（１）共同整備費用と単独整備費用の比較

共同整備と単独整備の事業費を試算し、財政措置を考慮せずに比較しました。

単位：円（税込）

	共同整備	伊賀市単独整備	名張市単独整備
消防指令システム	712,569,000	542,663,000	251,526,000
伊賀市消防本部庁舎改修等	30,528,740		
合 計	743,097,740	794,189,000	

（２）単独整備の実質負担額

防災対策事業債を活用した場合の両市の実質負担額を試算しました。

【防災対策事業債（充当率75% うち交付税算入率30%）】

単位：円（税込）

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	542,663,000	406,900,000	122,070,000	420,593,000
名張市	251,526,000	188,600,000	56,580,000	194,946,000
合 計	794,189,000	595,500,000	178,650,000	615,539,000

（３）共同整備の実質負担額

緊急防災・減災事業債を活用した場合の実質負担額を人口割（50%）災害通報件数割（50%）の負担割合で試算しました。

【緊急防災・減災事業債（充当率100% うち交付税算入率70%）】 単位：円（税込）

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	459,028,035	459,000,000	321,300,000	137,728,035
名張市	284,069,705	284,000,000	198,800,000	85,269,705
合 計	743,097,740	743,000,000	520,100,000	222,997,740

（４）実質負担額による削減効果

単独整備と共同整備の実質負担額を比較し、共同運用した場合の財政面での削減効果を試算しました。

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	137,728,035	420,593,000	▲282,864,965	▲67.3%
名張市	85,269,705	194,946,000	▲109,676,295	▲56.3%
合 計	222,997,740	615,539,000	▲392,541,260	▲63.8%

■まとめ

国の財政措置（緊急防災・減災事業債）を活用して共同整備をした場合の削減額を試算した結果、伊賀市では約2億8,000万円、名張市では約1億1,000万円の削減が見込まれ、削減率は伊賀市で67.3%、名張市で56.3%となり、共同整備の方が大幅に経費を削減できることとなります。

10 消防指令システムの整備方法

◇現状・課題について

消防指令システムは、リースで整備する方法と買取りで整備する方法がありますが、両市とも現行の消防指令システムは買取りで整備しています。

◆検討・対策等について

消防指令システムの買取りとリースの比較

消防指令システムを買取りで整備した場合、国による財政措置を活用することができ、整備に係る実質負担額が軽減されます。

一方、リースにより消防指令システムを整備した場合は、初期費用が抑えられることや費用の平準化等のメリットはありますが、国からの財政措置は活用できず、長期的には実質負担額は高額となります。

また、消防指令システムの保守業務委託については、買取り、リースのいずれで整備した場合でも、専門的な機器のためシステムメーカーと契約する必要があり、メーカー間の競争原理を働かせるためには、システム整備に保守業務委託を含め、一体で競争入札することも検討する必要があります。

■まとめ

消防指令システムを共同で整備する場合、国からの財政措置として緊急防災・減災事業債（充当率100%、うち交付税算入率70%）を活用することができることから、リースではなく買取りで整備することとし、経費の削減を図ります。

買取りの場合の保守業務委託についても、両市の財政部局等と協議した上で、随意契約ではなく、消防指令システムの整備と保守業務委託を一体として一般競争入札を行うことで、更なる経費削減を図ります。

11 消防指令システムの機器構成

◇現状・課題等について

【伊賀市】

現在の消防指令システムは、離島型の指令台2台で、1台1回線で通常2回線で運用しています。災害通報が重なった場合の対応として、補助の電話機2台を配備しており、更に、非常用としてINS回線2台、アナログ回線2台の電話機を備えています。

災害場所の特定には、地図等検索装置と統合型位置情報通知装置で対応していますが、自動出動指定装置は装備していません。

また、出動車両運用管理装置（以下「AVM」といいます。）は、消防救急デジタル無線の機能を利用し、動態時間の管理のみを行っています。

消防OAシステムは、救急系・予防系のシステムを導入していますが、消防指令システムとは連動していません。

【名張市】

現在の消防指令システムは、簡易型の指令台2台で、1台1回線で通常2回線を運用しており、災害通報が重なった場合の対応として、補助の電話機2台を配備しております。

災害場所の特定には、地図等検索装置と統合型位置情報通知装置で対応していますが、

自動出動指定装置とAVMは装備していません。

消防OAシステムは、救急系・予防系のシステムを導入していますが、消防指令システムとは連動していません。

◆検討・対策等について

(1) 消防指令システムの構成について

総務省消防庁が定める高機能消防指令センター総合整備事業は、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案して、「離島型」、「Ⅱ型」、「Ⅲ型」に区分されています。分類基準は、人口規模10万人未満は「離島型」、10万人以上40万人未満は「Ⅱ型」、概ね40万人以上は「Ⅲ型」とされています。

両市の人口を令和2年の国勢調査を基に算出すると、計165,277人（伊賀市…88,863人、名張市…76,414人）となり、「Ⅱ型」に分類されます。

共同消防指令センターでは、両市の現状の指令台の数を前提に、将来推計人口、災害件数の推移、災害通報件数の推移等を考慮し、災害通報の同時着信可能回線を最低6回線とする必要があると考えます。

① 指令台、指揮台

指令台は、災害通報を受信する設備で、1台で最大2回線の受信が可能となります。

指揮台は、複数の指令台を統制する機能を有するものであり、「Ⅱ型」においては、1台整備することとなっています。

指揮台は、指令台と同様、最大2回線の受信が可能で、当務責任者が全ての指令台を統制できるものです。

同時着信可能回線を最低6回線と想定した場合、指令台2台と指揮台1台で対応が可能と考えます。

② 地図等検索装置及び統合型位置情報通知装置

両市とも現行で運用しており、災害場所の特定に不可欠な装置となります。

指令業務共同運用による高機能化として、指令台、自動出動指定装置、AVM等と連動することにより災害通報の受信から出動指令までの時間短縮が図れます。

③ 自動出動指定装置

指令台、地図等検索装置、AVM等と連動することにより、災害場所に応じた出動隊の自動編成、出動指令、支援情報等の検索など、出動指令に係る一連の処理を自動的に行える装置で、導入により災害通報の受信から出動指令までの時間短縮が図れます。

④ AVM（出動車両運用管理装置）

共同消防指令センターで、両市の緊急車両63台を統括管理するためには、AVMを緊急車両に装備し、GPSを利用した位置情報の管理、時間管理、災害状況の確認及び

地図・消防水利・防火対象物・医療機関等の情報共有を行う必要があります。

また、AVMを消防OAシステムと連動させることにより、出動報告や統計資料の作成など、様々な業務に反映させることが可能となります。

⑤ 署所端末装置

指令台の操作で署所内に出動指令等を放送するとともに、消防指令システムに表示される情報と同じ情報をモニターで確認することができ、災害状況や出動車両の状況などを情報共有し、署所においても出動管理などを行うことができます。

また、指令業務共同運用を行う場合における大規模災害時の対応に必要な装置となります。

⑥ 消防OAシステム（統計処理等ネットワークシステム）

消防OAシステムについては、消防指令システムとの連動を考慮した上で、警防系、救急系、予防系、総務系のシステムの中から、事務の効率化が図れるシステムを選定する必要があります。

（２）セキュリティ対策について

消防指令システムと消防OAシステムは、個人情報を含むデータ管理やアクセスの分散等のため、サーバは必要により各市別々に設置する必要があると考えます。

更に、一般からはアクセスできないネットワーク環境とするなど、ウイルス感染等による個人情報の漏洩対策を講じる必要があります。

（３）災害通報の回線迂回接続（バックアップ）について

地震、台風、集中豪雨等の大規模災害時において緊急通報受信体制を維持するため、回線迂回接続等により災害通報を分散受信できる体制を構築する必要があります。

（４）消防救急デジタル無線システムの更新について

消防指令システムと同様に高額なシステムである消防救急デジタル無線システムについては、伊賀市が平成２８年度に、名張市が平成２７年度に整備しており、両市共に使用期間は１５年程度と見込んでいます。

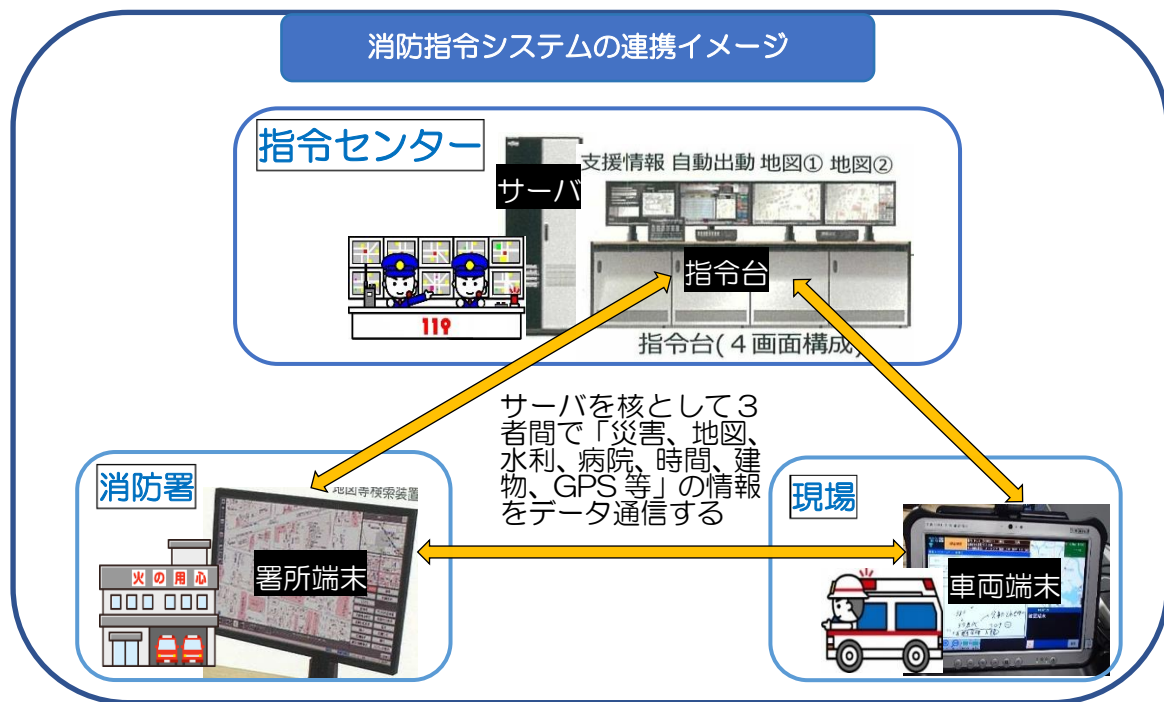
指令業務共同運用に伴い、消防救急デジタル無線システムについても共同で整備し、消防指令システムと連動した運用と整備費の低減を図る必要があります。

■まとめ

（１）消防指令システムの構成について

消防指令システムの主なシステムは次表の構成を基本とし、実施設計業務において決定することとします。

設置 場所	装置名	使用の区別		
		共同	伊賀市独自	名張市独自
指令センター	サーバ(次図)	1 式		
	指令台(次図)	2 台		
	指揮台	1 台		
	統合型位置情報通知装置、 地図等検索装置	1 式		
	Net119システム	1 式		
	多言語通訳システム	1 式		
	自動出動車両指定装置	1 式		
	車両動態管理装置、運用表示盤	1 式		
	災害情報等自動案内装置	1 式		
	非常用電源装置	1 式		
署所	署所端末装置(次図)		8 式	3 式
	駆け付け通報装置		8 式	3 式
	署所監視カメラ		8 式	3 式
	非常用電源装置		8 式	3 式
	消防OAシステム		10 式	5 式
車	車両動態管理装置端末(次図)		37 式	26 式



(2) セキュリティ対策について

消防指令システムと消防OAシステムは、個人情報の漏洩対策として、サーバを必要により各市別々に設置するとともに、一般からはアクセスできないネットワーク環境を構築します。

(3) 災害通報の回線迂回接続（バックアップ）について

地震、台風、集中豪雨等の大規模災害時において緊急通報受信体制を維持するため、共同消防指令センターから両市の消防署へ回線迂回接続を行い、災害通報を分散受信できる体制を構築します。

(4) 消防救急デジタル無線システムの更新について

指令業務共同運用開始後の令和11年度に、消防指令システムの部分更新と併せて更新する計画とし、その際には、現在、両市でそれぞれ整備している消防救急デジタル無線システムを共同で整備し、令和8年度以降の国からの財政措置の動向に注視しながら、整備費用の低減を図ります。

12 共同消防指令センターへの移行

◇現状・課題等について

両市とも、消防指令業務は24時間365日体制を維持しなければならないことから、両市の業務を継続しつつ共同消防指令センターへ移行する必要があります。

◆検討・対策等について

(1) 消防指令システムの整備及び庁舎改修について

共同消防指令センターの設置場所となる伊賀市消防本部庁舎3階の通信指令業務エリアは、現在、伊賀市が消防指令業務を行っているため、業務を継続しつつ消防指令システムの整備と執務室、仮眠室等の改修を行わなければなりません。

令和4年度の消防通信指令施設の実施設設計（以下「設計」といいます。）において、新消防指令システムの設置箇所を決定し、設計業務委託業者と現消防指令システムの仮移設の必要性や消防救急デジタル無線システムの接続などについて入念な打合せを行った上で、令和5年度には、伊賀市の消防指令業務に支障のない範囲で、整備工事を行う必要があります。

(2) 名張市の通信指令室について

名張市の通信指令室については、大規模災害時に必要な三重県防災行政無線、消防救急デジタル無線共通波遠隔制御装置、名張市防災行政無線等の防災機器を残しておく必要があります。また、庁舎管理に必要な電子ロック扉、自動火災報知設備、監視カメラ等のセキュリティ機器の運用体制について検討する必要があります。

まずは、共同消防指令センターへ移設する機器及び名張市消防本部内で必要な機器の選定を行った上で、機器の移設等を含めた設計を行うこととし、移設にあたっては、名張市の消防指令業務に支障がないよう対応する必要があります。

また、地震、台風、集中豪雨等の大規模災害時が発生した場合には、災害通報が集中し、共同消防指令センターで対応しきれない事態も想定しなければならないことから、名張市で災害通報を受け付けるバックアップシステム（電話機、地図画面装置等）を構築する必要があります。

■まとめ

両市の消防指令業務に支障がないよう共同消防指令センターに移行するため、令和4年度の設計において、伊賀市の現消防指令システムの仮移設の必要性、名張市から移設する機器等の選定、消防救急デジタル無線システムの接続など、設計業務委託業者と入念な打合せを行った上で、令和5年度に新消防指令システムの整備と庁舎改修工事を行うこととします。

また、大規模災害時の対応として両市で災害通報を受け付けるバックアップシステムを構築するとともに、名張市の通信指令室については、三重県防災行政無線、消防救急デジタル無線共通波遠隔制御装置、名張市防災行政無線等、必要な防災機器を残すこととします。

13 維持管理費用

◇現状・課題等について

【伊賀市】

消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムを 24 時間絶え間なく稼働させるため保守業務委託料を負担しています。また、消防指令システムの主要機器は整備から約 5 年で一部更新が必要となり、その内容を精査し、更新事業を行っています。

その他の費用として、需用費（消耗品費等）、役務費（回線利用料、発信地検索サービス料等）、委託料（通訳サービス料、Net119 等）などがあります。

【名張市】

伊賀市と同様、消防指令システム等の保守業務委託料を負担しています。

その他の費用として、需用費（消耗品費等）、役務費（回線利用料、発信地検索サービス料等）、委託料（通訳サービス料等）、使用料及び賃借料（ASK メール用パソコン賃借）などがあります。

◆検討・対策等について

消防指令システム等は、24 時間 365 日絶え間なく正常に稼働することが必須であることから、毎年の「保守業務委託費用」とシステム整備から 5 年を目途に主要機器の部分的な更新を行う「部分更新費用」が必要となります。

（１）消防指令システム保守業務委託費用について【試算】

単独整備と共同整備の保守業務委託費用を整備費に係る負担割合で算出して比較し、共同運用した場合の財政面での削減効果を試算しました。

【10年間（令和6年度～令和15年度）の費用】

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	104,413,179	119,369,800	▲14,956,621	▲12.5%
名張市	75,585,541	82,442,800	▲6,857,259	▲8.3%
合 計	179,998,720	201,812,600	▲21,813,880	▲10.8%

（２）消防指令システム部分更新費用について【試算】

単独整備と共同整備の部分更新費用を整備費に係る負担割合で算出して比較し、共同運用した場合の財政面での削減効果を試算しました。

【令和11年度予定】

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	85,307,904	110,870,000	▲25,562,096	▲23.1%
名張市	63,192,096	80,135,000	▲16,942,904	▲21.1%
合 計	148,500,000	191,005,000	▲42,505,000	▲22.3%

(3) 共同消防指令センターの維持管理費について

共同消防指令センターの維持管理に必要な、需用費、役務費、委託料、使用料、公課費については、伊賀市が消防本部庁舎の維持管理費用と区分して算出し、それぞれの費目に応じた負担割合を両市で決定する必要があります。

指令業務共同運用の先行事例を参考とした負担割合で試算した場合、共同消防指令センターの年間の維持管理費と両市の負担額は、以下のとおりとなりました。

【年間所要額の概算見込み】

単位：円（税込）

大項目	小項目	金額	負担割合	うち伊賀市負担額	うち名張市負担額
需用費	消耗品	1,405,998	A	759,174	646,824
	燃料費		A		
	光熱水費 等		B、C		
役務費	電話代	7,498,153	A	4,758,679	2,739,474
	通信回線利用料		D		
	インターネット利用料		A		
	保険料 等		A		
委託料	環境衛生管理業務	1,040,829	B	689,314	351,515
	空調設備保守業務		B		
	電気工作物保守業務		B		
	消防設備保守業務		B		
	通訳サービス業務 等		A		
使用料	寝具借上げ料	390,640	E	214,638	176,002
	複写機借上げ料		A		
	テレビ受信料 等		A		
合 計		10,343,820		6,426,295	3,917,525

※先行事例を参考とした負担割合

A：両市で協議した割合

B：床面積割り単価×センター面積×A

C：人数割り単価×センター勤務人数

D：使用する端末機器に相当する額

E：契約単価×センター勤務人数

■まとめ

消防指令システムの共同整備と単独整備を比較した場合、消防指令システム保守業務委託費用では、10年間で、伊賀市で約1,500万円、名張市で約700万円の削減が見込まれ、消防指令システム部分更新費用では、伊賀市で約2,550万円、名張市で約1,700万円の削減が見込まれます。

また、保守業務委託費用については、「10 消防指令システムの整備方法」で検討したとおり、随意契約ではなく、消防指令システムの整備と保守業務委託を一体として一般競争入札を行うことで、更なる経費削減を図ります。

共同消防指令センターの維持管理費については、先行事例で採用している負担割合が両市にとっても適当であると考えことから、協議会において規約を定めて負担することとします。

14 共同消防指令センターの配置人員

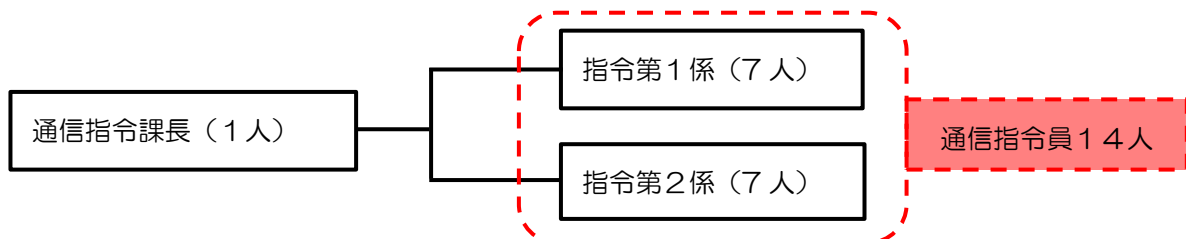
◇現状・課題等について

(1) 組織について

【伊賀市】

伊賀市消防本部通信指令課

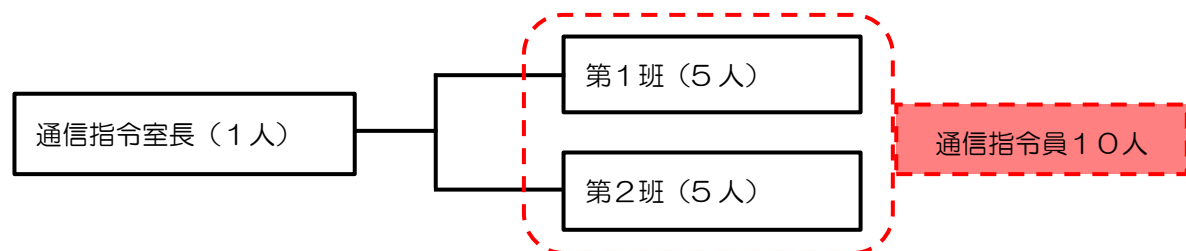
2部交替制勤務者 14 人、日勤勤務者 1 人 計 15 人（通信指令員 14 人）



【名張市】

名張市消防本部名張消防署通信指令室

2部交替制勤務者 10 人、日勤勤務者 1 人 計 11 人（通信指令員 10 人）



(2) 勤務体制について

【伊賀市】

日勤管理職員として通信指令課長を配置し、通信指令員は2部交替制で、各係7人（うち1人管理職）の計15人で業務を行っています。

通信指令員の必要最小勤務人員は4人で、当務の24時間のうち15時間30分が勤務時間となり、残りの8時間30分は、交代で休憩や仮眠時間を取得します。22時から翌日7時までは、現場要員から1人又は2人の補勤体制で夜間の業務に対応しています。

また、システム管理等の業務も通信指令員が担当しています。

【名張市】

日勤管理職員として通信指令室長を配置し、通信指令員は2部交替制で、各班5人（うち1人管理職）の計10人で業務を行っています。

通信指令員の必要最小勤務人員は3人で、当務の24時間のうち15時間30分が勤務時間となり、残りの8時間30分は、交代で休憩や仮眠時間を取得します。22時から翌日7時までは、現場要員から1人の補勤体制で夜間の業務に対応しています。

また、システム管理や通信指令業務に係る予算執行についても通信指令員が担当しています。

◆検討・対策等について

両市の職員を共同消防指令センターへ派遣することで、通信指令員を減員するとともに、指令業務の専従化及び事務の効率化を図り、これまで夜間の補勤体制で指令業務を兼任していた現場要員を警防業務に専従させることで、災害対応力の強化が図れると考えます。

両市から派遣する通信指令員の勤務体制と配置人員及び割合については、先行事例等を参考に検討する必要があります。

(1) 勤務体制について

消防の交替制勤務の形態には、主に2部交替制と3部交替制があり、メリット、デメリットは次の表のとおりとなります。

交替制勤務	メリット	デメリット
2部 交替制	少ない職員数でも勤務体制が維持でき、研修、休暇等による人員減にも柔軟に対応できます。	同じ係(班)の中で週休者が必ずいるため、勤務者の編成が変動します。 係(班)全員に業務などの徹底を図るには2当務以上かかります。

3部 交替制	三つの係（班）が、いつも同じメンバーで勤務できるので、職員相互の連携が向上します。 日勤の日があることで、その日を研修等に充てることにより、時間外勤務手当の削減が図れます。	2部交替制に比べ配置人員が多く必要となります。 職員間の連携は取りやすくなる反面、同じメンバーとなることから業務に対するマンネリ化が危惧されます。
-----------	--	---

（２）配置人員について

消防力の整備指針に基づく通信指令員の総数は、人口30万人以下の市町村にあっては、おおむね人口10万人ごとに5人を基準とし、人口30万人を超える市町村にあっては、15人に人口30万人を超える人口について、おおむね人口10万人ごとに3人を加えた人数を基準として、通信指令体制、通信施設の機能及び緊急通報の受信件数等を勘案した数となっており、そのうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は2人以上とすることとなっています。

共同消防指令センターでは、労働基準法に基づく休日、休憩時間等を確保した上で、交替制勤務者が8時30分から翌日の8時30分まで、常に2人以上で通信指令管制業務に従事し両市の緊急通報に対応する必要があるため、最低でも通信指令員20人（1班10人の2部交替制）を配置する必要があると考えます。

（３）配置人員の負担割合について

配置人員の負担割合についても、施設整備費用の負担割合とした「人口割50%」、「災害通報件数割50%」を適用することが、両市にとって最も公平な算定方法であると考えます。

（４）センター長等日勤者の配置について

共同消防指令センターを統括する責任を両市で平等に分担するとともに、施設及び情報管理の統括や予算執行事務等を踏まえ、両市から1人ずつ配置することが適当であると考えます。

■まとめ

（１）勤務体制について

3部交替制は、2部交替制と比較して多くの人員が必要となることから、より多くの経費負担が生じるとともに、現場要員の増員による災害対応力の強化という指令業務共同運用のメリットがなくなることとなります。

よって、共同消防指令センターの勤務体制は、2部交替制とします。

(2) 配置人員について

共同消防指令センターでは、センター長等の日勤者を除き、8時30分から翌日の8時30分まで交替制勤務者が通信指令員として従事します。

労働基準法に基づく休日、休憩等を確保した上で、両市の災害通報に常時対応するため、通信指令員20人（1班10人の2部交替制）を配置することとします。

また、現状の通信指令員の配置人員を両市で4人減員することができるため、現場要員として配置換えを行うとともに、これまで夜間の補勤体制で消防指令業務を兼任していた現場要員を警防業務に専従化させ、災害対応力の強化を図ります。

(3) 配置人員の負担割合について

両市から派遣する通信指令員については、施設整備費用の負担割合と同様に「50%を人口割」、「50%を災害通報件数割」で算定し、伊賀市から11人、名張市から9人を派遣することとします。

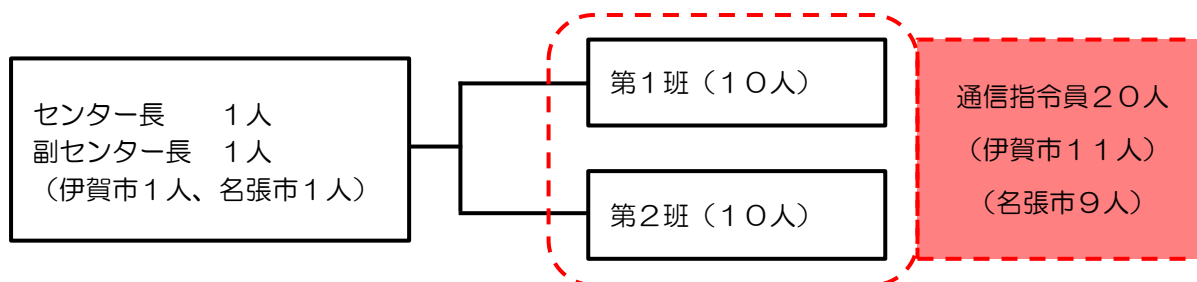
(4) センター長等日勤者の配置

共同消防指令センターで執行した事務の責任は両市に帰属することから、管理職員を両市から1人ずつ派遣し、センター長と副センター長として配置することにより、消防指令業務における平等な責任分担を図ることとします。

①共同運用 総数22人		②単独運用（現状） 総数26人		効果(①-②) 総数▲4人	
伊賀市	名張市	伊賀市	名張市	伊賀市	名張市
12人	10人	15人	11人	▲3人	▲1人
指令員11人 日勤1人	指令員9人 日勤1人	指令員14人 日勤1人	指令員10人 日勤1人	指令員▲3人 日勤±0人	指令員▲1人 日勤±0人

共同消防指令センター組織図

2部交替制勤務者20人、日勤勤務者2人 計22人（通信指令員20人）



15 研修、訓練及び事例検証

◇現状・課題等について

現在、両市では、それぞれで実施する指令業務に関する研修や訓練と並行して、伊賀地域メディカルコントロール協議会で定める運用に基づき、救急業務に係る訓練、研修及び事後検証を行い、両市の連携を図っています。

今後は、令和4年度からの災害時等の相互応援出動に向け、様々な想定を考えた上で、合同の研修等を行う必要があります。

また、令和6年度からの指令業務共同運用開始に向け、新消防指令システムの操作方法や地理不案内等の不安要素を解消するため、事前研修を行う必要があります。

◆検討・対策等について

指令業務共同運用開始前には、新消防指令システムの操作方法の習得に加え、地理不案内を解消するため、早い時期に派遣予定職員を決定し、新指令システムの操作方法と他市管内の地利状況の調査等を含めて一定の研修期間を設ける必要があります。

また、指令業務共同運用開始後は、通信指令員の知識と技術の向上を図るため、計画的に研修、訓練、事例検証会を実施する必要があります。

各市主催による職員研修、専門教育機関への入校派遣、各種自主研修等への参加については、協議会方式により、派遣される職員は身分や権限に変更がないことから問題ないと考えます。

ただし、協議会へ派遣された通信指令員が、入校、研修等に出向する場合の補勤体制をどのようにするのか、また、派遣職員以外の職員が補勤する場合の取扱いと指令業務教育をどのようにするのかについては、今後の検討課題となります。

■まとめ

令和6年4月1日の指令業務共同運用開始に向け、意思の疎通を図るためにも派遣職員を早い段階で決定することとし、消防指令システムの操作方法、他市管内の地利状況及び事務処理等を習得するための事前研修をできる限り早い時期に実施する計画とします。

また、指令業務共同運用開始後は、年間の研修計画を策定して、研修、訓練、事例検証を行うこととし、通信指令員の知識と技術の向上を図ることとします。

今後、通信指令員の入校や研修等への出向に関しては、両市で更に協議を進めることとします。

16 スケジュール

令和3年 8月	・ 共同運用基本構想（案）について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和3年11月	・ 共同運用基本構想について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和3年12月	・ 地方自治法に基づき協議会の設置について、両市議会へ提案
令和4年 1月	・ 両市間で連携・協力協定書を締結 ・ 協議会の設置を三重県へ届出
令和4年 4月～	・ 消防通信指令施設の実施設業務委託
令和5年 4月～	・ 消防通信指令施設の整備工事 ・ 共同運用に向けた事前研修
令和6年 4月～	・ 指令業務共同運用開始

第4章 予防業務の連携・協力について

1 消防検査業務等の相互応援

◇現状・課題等について

防火対象物や危険物施設等の事務処理や消防検査等は、両市共に予防課（室）員が行っていますが、専門的な知識と経験を必要とすることから、検査員の不足が課題となっています。中でも、給油取扱所等の危険物施設の検査は、両市管内で危険物施設の新設が少なくなっていることから、実務経験を積むことができない状況となっています。

また、大規模又は特異な施設の消防検査には、多くの予防課（室）員を長時間にわたり検査員として出向させる必要があり、他の事務処理等に支障を来す状況となっています。

更には、両市に関連する事業所や消防設備業者等があることから指導方針等について統一することが望まれます。

◆検討・対策等について

（１）消防検査業務等の相互応援について

効果的な立入検査の実施、大規模又は特異な施設の消防検査、危険物施設の完成検査について、要請に応じて相互に職員を出向させて検査を行うことで、検査時間の短縮が図れるとともに、予防課（室）員のノウハウの共有と知識、経験の向上が図られ、職員教養や今後の指導方針の統一のためにも有意義であると考えます。

年末特別警戒などの特別査察についても同時期に行うことで、今まで以上の効果が期待できます。

また、両市に関連する事業所に同時期に立入検査を実施することで消防法違反の早期発見や抑制等の効果が期待できます。

業務応援のための職員出向については、相互応援協定を締結する必要があり、応援市の業務に支障のない範囲での出向方法や年間計画を検討する必要があります。

（２）消防検査等の権限行使について

検査等については、相手側の上承を得て補助者として同行することであれば相互応援協定の範囲内で可能であると考えます。

また、法令に記載のない部分の指導基準や運用が異なることについて検討する必要があります。

■まとめ

大規模又は特異な施設の消防検査、危険物施設の完成検査について、要請に応じて相互に職員を出向させて検査の補助に当たらせることで、検査時間の短縮と職員の知識、経験の向上を図ることとします。

応援は、相互応援協定に基づくものとして、応援市の判断で2人以上が出向する方針とし、受援市の補助という立場で検査業務等を行うこととします。

また、年末特別警戒などの特別査察や両市に関連する事業所に同時期に立入検査を実施するよう努めることとし、消防法違反の早期発見や抑制の効果を期待します。

2 火災原因調査業務の相互応援

◇現状・課題等について

比較的に規模が大きな火災などは、両市共に予防課（室）員が火災原因調査を行っていますが、消防検査等と同様に専門的な知識と経験を必要とすることから、調査員の不足が課題となっています。中でも、大規模施設や特異な火災事案、危険物事故の調査については、事案が少ないことから、予防課（室）員であってもなかなか経験を積むことができない状況となっています。

また、大規模施設火災や特異な火災事案等の調査については、多くの予防課（室）員を長時間にわたって調査に出向させる必要があり、他の事務処理等に支障を来す状況となっています。

◆検討・対策等について

（１）火災原因調査業務の相互応援について

大規模施設や特異な火災事案、危険物事故の調査について、要請に応じて相互に職員を出向させて調査を行うことで、調査時間の短縮が図れるとともに、予防課（室）員の知識、経験の向上が図られ、職員教養のためにも有意義であると考えます。

また、特異でない火災や事故であっても両市の境界付近で発生した事案の調査については、連携・協力を行う必要があると考えます。

（２）火災原因調査の権限行使について

調査については、火災原因者等の了解を得て補助として調査協力を行うことであれば相互応援協定の範囲内で可能であると考えます。

ただし、両市が定める規程等に基づき権限が行使されているため、応援職員の業務可

能範囲、派遣人数及び業務開始時期を検討する必要があります。

■まとめ

大規模施設や特異な火災事案、危険物事故の調査について、要請に応じて相互に職員を出向させて調査の補助に当たらせることで、調査時間の短縮と職員の知識、経験の向上を図ることとします。

応援は、相互応援協定に基づくものとして、応援市の判断で2人以上が出向する方針とし、受援市の補助という立場で調査業務等を行うこととします。

また、両市の境界付近で発生した火災及び事故の調査についても連携・協力を行うことで業務体制の強化を図ることとします。

3 広報啓発業務の協力

◇現状・課題等について

両市共に火災予防啓発イベント等を毎年1回開催しています。

市民向けの火災予防啓発等のリーフレットや事業者向けの消防用設備や危険物規制等の法改正に伴う変更内容についてのリーフレットなどについては、国等が作成した一般的な内容のものを活用しているため、地域実情を考慮した個別具体的な広報や指導が行き届いていない場合が見受けられます。

◆検討・対策等について

(1) 啓発イベント等での連携・協力について

両市それぞれが開催している消防フェスタ等の大規模イベントへ相互に出向し、協力して啓発活動を行うことで、両市民に対する火災予防意識の高揚が図れると考えます。

また、市民向けのリーフレットや啓発物品を共同で作成することで経費の低減を図るとともに、共同で配布することで更なる啓発効果が期待できると考えます。

(2) 広報について

市民や事業者に対して重要な広報を報道発表する場合は、両市が同時期に実施することで、相乗効果により、広く周知することができると考えます。

また、事業者に対して必要な消防用設備や危険物規制等の法改正に伴う変更内容については、両市消防本部の連絡先等を記載したリーフレット等を共同で作成することで経費の低減を図るとともに、建築・保健・福祉等の許可行政庁を通じて配布することで幅広

く、具体的な広報が行えると考えます。

■まとめ

啓発イベントを連携・協力して実施することで、両市民に対する火災予防意識の高揚を図ります。また、リーフレットや啓発物品等を共同で作成し、費用の低減を図るとともに、広く、効果的に広報することとします。

特に消防用設備や危険物規制等に係る法改正の内容については、リーフレット等を共同で作成し、関連許可行政庁を通じて配布することで、費用の低減を図るだけでなく、幅広く、具体的な広報を行い、法令違反等が生じないよう取り組みます。

また、年間広報計画による火災予防啓発を実施することとし、重要な広報を報道発表する際は、両市で時期を合わせることで、相乗効果による幅広い周知を図ります。

4 研修、講習会等の合同開催

◇現状・課題等について

県消防学校の予防関係課程入校後は、職員向けに研修内容の伝達を行っていますが、学校教育以外の予防業務に関する研修については、計画的に実施できていないのが現状となっています。

また、研修を行うに当たっては、研修会の資料作成や場所、日程調整など担当者の負担も課題となっています。

◆検討・対策等について

消防検査、危険物規制及び火災原因調査等の業務は専門性が高く、教養研修は必要不可欠であるため、両市で合同開催することによって、研修担当者の負担軽減が図れ、研修機会を増やすことができると考えます。

また、外部講師による研修会では、両市から費用を負担することにより経費を低減することができると考えます。

更には、研修等を通じて両市の事務処理や指導に関するノウハウを共有することで、指導基準や運用の統一を進めることができると考えます。

■まとめ

両市で年間の研修計画を策定し、両市が交互に予防担当職員以外の職員も対象として、教養研修等を合同開催することで、両市消防職員の専門的な知識と技術の向上を図ることとします。

また、研修や応援派遣等を通じて、指導基準や運用の統一を進めるとともに、特異な事案については、合同の検証会を開催し、両市の業務連携の強化を図ることとします。

今後、様々な予防業務において、事務担当者間で気軽に相談できる関係を構築し、予防業務の効率化、合理化を図っていくよう努めることとします。

5 スケジュール

令和4年 1月	両市間で連携・協力協定書を締結 消防組織法に基づき両市間で応援協定を締結
令和4年 4月～	連携・協力業務開始 ・ 消防検査業務等の相互応援 ・ 火災原因調査業務の相互応援 ・ 広報啓発業務の協力 ・ 研修、講習会等の合同開催

第5章 警防、救助及び救急業務の連携・協力について

1 火災及び救助の相互応援出動

◇現状・課題等について

両市共に、消防力の整備指針に基づく職員数を満たしていないため、災害状況に応じて乗り換え運用を行っています。

大規模災害時については、県内相互応援や緊急消防援助隊の応援を受けて対応する計画ですが、建物火災、水利不便地での火災、危険物火災、中高層建物火災、特殊で困難な救助事案等において、両消防本部保有の特殊車両等を有効活用し、相互応援を行うことにより、災害対応力を強化する必要があります。

◆検討・対策等について

災害に応じた相互応援出動を行うためには、「応援を必要とする災害」、「応援要請の方法」、「応援出動車両」、「災害現場への到着方法」、「応援に係る費用負担」等について検討し、相互応援協定の締結と応援に関する運用等を整理する必要があります。

(1) 応援を必要とする災害

ア 建物火災

消火活動に多くの時間と人員及び資機材を必要とする建物火災

イ 水利不便地での火災

山林や道路上等、近くに消防水利のない場所で発生し、消火用水を必要とする火災

ウ 危険物火災

化学消火薬剤での消火を必要とする危険物施設火災

エ 中高層建物火災

救助や高所からの放水を必要とする中高層建物（地上4階以上）火災又は中高層建物以外の火災であっても、高所からの放水を必要とする火災

オ 特殊で困難な救助事案

山岳、水難、交通、低所高所及びNBC災害等、時間、人員及び高度な救助資機材を必要とする特殊で困難な救助事案

(2) 応援要請の方法

通報のみでは判断が難しいため、出動途上又は現場到着後、災害の状況や出動状況等を確認し、指揮隊長の判断により応援要請することとします。

ただし、危険物火災と中高層建物火災については、通報時に炎上が明らかな場合は、特殊車両の有効活用による早期鎮圧を図るため、通信指令課（室）の判断により即時に応援要請ができることとします（令和6年4月からの指令業務共同運用開始後は、共同消防指令センターから即時に応援出動指令を出すこととします。）。

（３）応援出動車両

次の車両を基本とし、災害の状況や応援市の出動状況等に応じて、応援市が出動車両を判断することとします。特に、特殊車両については、両市の保有車両の特徴を十分に活用できるよう出動車両や必要資機材等を判断することとします。

ア 建物の炎上火災又は水利不便地での火災

消防車又は水槽車とします。

なお、両市の消火栓や防火水槽の開閉器に違いがあるため、応援出動に必要な資機材を準備する必要があります。

イ 危険物火災

化学車とします。

なお、現状では、両市が保有する化学消火薬剤の性質が異なるため、火災の性状に応じた化学消火薬剤を使用することとし、今後は、効率的な活動を行うため、両市が保有しておく化学消火薬剤の種別や数量の調整を行う必要があります。

ウ 中高層建物火災

はしご車とします。

エ 特殊で困難な救助事案

救助工作車又は災害現場に応じた必要な車両及び資機材とします。

（４）災害現場への到着方法

令和6年4月からの指令業務共同運用開始までは、住宅地図やカーナビゲーションシステムで対応し、現場活動位置等の詳細な案内が必要な場合は、受援市の誘導等により対応することとします。

指令業務共同運用開始後は、AVM（目的地への道案内を行うだけでなく、共同消防指令センターや他の出動車両との情報共有や各種システムと連携できる車両運用端末装置）で対応することとします。

（５）応援の困難又は中断

ア 応援市において、火災や救助事案等、多くの出動隊を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合のほか、その他やむを得ない事情がある場合は、応援が困難であることとします。

イ 応援出動後に上記アの事態が生じた場合は、応援市は、受援市と協議の上、応援を中断できることとします。

（６）受援市と応援市の通信手段

消防救急デジタル無線共通波と携帯電話を活用することとします。

（７）応援に係る費用負担

ア 出動手当、時間外勤務手当等、車両等の燃料費（現地で調達したものを除きます。）及び車両等の修繕費（応援活動に起因するものを除きます。）は、応援市の負担とします。

イ 長時間の活動に伴う燃料費、化学消火薬剤費、応援活動に起因する車両及び資機材の修繕費は、受援市の負担とします。

■まとめ

建物火災、水利不便地での火災、危険物火災、中高層建物火災、特殊で困難な救助事案等において、相互応援出動を行うこととします。特に、両消防本部で１台ずつ保有する特殊車両については、災害発生直後からの有効活用により早期鎮圧を図るため、通報と同時に応援要請をできることとします。

令和４年４月から相互応援出動を行うために、「応援の種別」、「応援要請の方法」、「応援する地域」、「応援経費及び補償」等を定めた「伊賀市・名張市消防相互応援協定」を締結し、相互応援が円滑に行えるよう「応援に関する運用」等を整理することとします。

また、運用等について疑義が生じた場合は、両市で協議することとします。

２ 救急の相互応援出動

◇現状・課題等について

救急車については、非常用を含めて伊賀市が９台、名張市が６台保有し、両市共に消防力の整備指針に基づく職員数を満たしていないため、救急車と消防車の乗り換え運用を行っています。

両市とも、人口推移は減少の傾向にあるものの高齢化の進行等から、平成２０年と平成３０年の救急件数を比較すると、伊賀市は約５００件、名張市は約１，０００件増加している状況となっています。

そのような中、多数傷病者事案や、全ての救急隊が出動し、更に救急要請があった場合等は、両市の救急車を有効活用して相互応援出動し、様々な事態に対応できる救急体制を構築する必要があります。

また、令和６年４月からの指令業務共同運用開始後は、共同消防指令センターで両市の救急車の位置を把握できるとともに、ＡＶＭの道案内で救急現場まで到着可能となるため、

重傷者が発生した事案等については、現場の直近にある救急車が出動することについて検討する必要があります。

◆検討・対策等について

救急事案に応じた相互応援出動を行うためには、「応援を必要とする救急事案」、「応援要請の方法」、「災害現場への到着方法」、等について検討し、相互応援協定の締結と応援に関する運用等を整理する必要があります。

(1) 応援を必要とする救急事案

ア 多数傷病者事案

バスや鉄道事故、集団熱中症等、多くの傷病者が同時に発生した救急事案

イ ゼロ隊運用事案

全ての救急隊が出動中で、出動できる救急隊がない状況で発生した救急事案

ウ 直近出動事案

指令業務共同運用開始後は、他市の管轄内であってもAVMの道案内で救急現場まで到着可能となるため、管轄の救急隊が出動中等の状況に応じて、重症者（意識なし、心肺停止等）を対象に行う直近出動事案

(2) 応援要請の方法

ア 多数傷病者事案

通報のみでは判断が難しいため、出動途上又は現場到着後、傷病者の状況や出動状況等を確認し、隊長の判断により応援要請することとします。

ただし、通報時に多数傷病者が明らかな場合は、通信指令課（室）から、即時に応援要請ができることとします（令和6年4月からの指令業務共同運用開始後は、共同消防指令センターから即時に応援出動指令を出すこととなります。）。

イ ゼロ隊運用事案

通信指令課（室）の判断により応援要請することとします（令和6年4月からの指令業務共同運用開始後は、共同消防指令センターから即時に応援出動指令を出すこととなります。）。

(3) 災害現場への到着方法

令和6年4月からの指令業務共同運用開始までは、住宅地図やカーナビゲーションシステムで対応し、詳細な案内が必要な場合は、受援市の誘導等により対応することとします。

指令業務共同運用開始後は、AVMで対応することとします。

(4) 直近出動

指令業務共同運用開始後は、AVMの道案内で救急現場まで到着可能となるため、重

症者事案を対象に、共同消防指令センターが救急車の出動状況を判断し、直近の救急車を出動させることとします。なお、支援隊については、管轄消防本部からの出動を基本とします。

今後、支援隊との連携や直近出動する範囲について協議し、応援に関する運用等を整理する必要があります。

(5) 応援の困難又は中断

ア 応援市において、救急出動が重なるなど、救急事案及び他の災害対応が困難な場合のほか、その他やむを得ない事情がある場合は、応援が困難であることとします。

イ 応援出動後に上記アの事態が生じた場合は、応援市は、受援市と協議の上、応援を中断できることとします。

■まとめ

多数傷病者事案や全ての救急隊が出動中に救急要請があった場合等において、相互応援出動を行うこととします。

令和4年4月から相互応援出動を行うために、「伊賀市・名張市消防相互応援協定」を締結し、両市の消防責任を果たしつつ、即時に相互応援が行えるよう「応援に関する運用」等を整理することとします。

更に、令和6年4月からの指令業務共同運用に伴い、隣接地域の重傷者事案を対象に、状況に応じてAVMを活用した直近出動を行うこととします。

また、運用等について疑義が生じた場合は、両市で協議することとします。

3 特殊な車両及び資機材の相互活用

◇現状・課題等について

両市とも、化学車、はしご車、救助工作車及び水槽車の保有は、1台ずつのため、車検、点検及び修理等（以下「車両整備」といいます。）で出動できない場合の災害対応に課題があります。

また、救助資機材等は、特殊で高額なものであり、両市とも最低限必要な資機材を地域の実情により選択しながら整備しているため、資機材の種類や保有数に違いがあります。

そのため、特異な災害が発生した場合に、必要な資機材の不足が想定されます。

◆検討・対策等について

特殊車両の車両整備時に特殊災害等が発生した場合は、相互に応援出動することとし、その「応援要請の方法」、「車両整備時期の調整」、「資機材の相互活用」等の内容について検討し、相互応援協定の締結と応援に関する運用等を整理する必要があります。

（１）応援要請の方法

応援要請については、令和４年４月から、両市の通信指令課（室）で出動可能車両の情報を共有することで迅速に応援要請が行える体制をとることとし、令和６年４月からの指令業務共同運用開始後は、車両動態管理により共同消防指令センターの判断で即時応援出動指令を出すこととします。

なお、救助工作車の整備時については、救助資機材を搬送車等に積載して対応できる場合があるため、災害現場の状況に応じて指揮隊長が応援要請を行うこととします。

（２）車両整備時期の調整

整備担当者間で、両市の特殊車両が同時に運休にならないよう事前に調整することとします。中でも、はしご車のオーバーホールや修理などで長期の運休となる場合には、特に配慮する必要があります。

（３）資機材の相互活用

保有数が少ない高度救助資機材、救命ボート、エアータント等の特殊資機材等（以下「特殊資機材等」といいます。）の情報を共有し、特殊災害等が発生した場合には、搬送車等で必要な特殊資機材等を相互に搬送して活用することとします。

また、火災時に、多くの空気ボンベが必要な状況となった場合、両市が保有する空気ボンベを搬送して相互活用することとします。

これら資機材の相互活用により、高額な特殊資機材等の保有分担を行うことや両市とも空気ボンベの保有数を見直すことで、購入費や点検整備費等の抑制が期待できます。

（４）特殊車両、資機材等の取扱い

特殊車両の相互応援を行うためには、両市の特殊車両や資機材等の特性や取扱い方法等を共有する必要があるため、情報提供や合同訓練などで対応していく必要があります。

■まとめ

特殊車両の車両整備時に特殊災害等が発生した場合は、要請に応じて相互に特殊車両を応援出動させ、災害対応に当たることとします。

また、保有数の少ない特殊資機材の有効活用や空気ボンベ等の相互活用により、災害対応力を強化するとともに、両市で特殊資機材等の保有分担や空気ボンベの保有数を見直すことにより経費の削減を図ります。

4 研修、訓練、事例検証の合同開催

◇現状・課題等について

(1) 警防・救助に関する研修等

現在、両市では警防合同訓練と救助事案の事例検証会を年1回実施し、両市の連携強化を図っていますが、今後、より柔軟で積極的な相互応援体制を構築するため、様々な想定を考えた中で、両市の保有資機材等を確認しながら、合同で研修、訓練等を行う必要があります。

(2) 救急に関する研修等

現在、伊賀地域メディカルコントロール協議会で定める運用に基づき、訓練、研修及び事後検証を行い、両市の連携強化を図っていますが、今後、多数傷病者事案における応援隊との連携や管轄外へ救急出動した場合の対応等について、様々な想定を考えた中で、合同で研修、訓練等を行う必要があります。

◆検討・対策等について

(1) 警防・救助に関する研修等

相互応援を行う上で必要となる特殊車両、資機材等の取扱い訓練や災害現場での連携強化を目的とした合同訓練等、両市で年間計画を策定し、相互に研修、訓練及び事例検証を企画し実施する必要があります。

(2) 救急に関する研修等

伊賀地域メディカルコントロール協議会を中心に更に連携を密にし、多数傷病者事案における応援隊との連携訓練や管轄外へ救急出動した場合の対応訓練等、両市で年間計画を策定し、相互に研修、訓練及び事例検証を企画し実施する必要があります。

■まとめ

警防・救助・救急に関する研修、訓練、事例検証について、令和4年度から年間計画を策定して合同で訓練等を実施することで、相互応援体制を充実させていくこととします。

また、両市がそれぞれ行っている訓練等に参加することで、職員間の意思疎通を図るとともに、両市が培ってきた災害対応に関する知識と技術を共有し、職員のスキルアップを図ることとします。

5 スケジュール

令和4年 1月	両市間で連携・協力協定書を締結 消防組織法に基づき両市間で応援協定を締結
令和4年 4月～	連携・協力業務開始 ・火災及び救助の相互応援出動 ・救急の相互応援出動 ・特殊な車両及び資機材の相互活用 ・研修、訓練及び事例検証の合同開催
令和6年 4月～	指令業務共同運用に伴う連携・協力業務開始 ・共同消防指令センターから即時に応援出動指令 ・重症者事案等を対象に AVM による直近指令

別 添 資 料

- 資料 1 伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会設置要綱
- 資料 2 伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会及び専門部会の構成員表
- 資料 3 伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画
- 資料 4 伊賀市・名張市消防指令業務共同運用基本構想
- 資料 5 伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書等の体系図
- 資料 6 伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書（案）
- 資料 7 伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会設置に関する協議書（案）
- 資料 8 伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会規約（案）
- 資料 9 伊賀市・名張市消防相互応援協定（案）
- 資料 10 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針
- 資料 11 三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画（第4章抜粋）
- 資料 12 指令業務共同運用先行事例一覧表

伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携及び協力（以下「消防連携・協力」という。）について必要な検討を行い、円滑な広域連携業務の推進を図るため、伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 消防連携・協力実施計画の策定に関すること。
- (2) 消防指令業務の共同運用に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 予防業務の消防連携・協力に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 警防、救助及び救急業務の消防連携・協力に係る調査及び研究に関すること。
- (5) その他、消防連携・協力に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には伊賀市消防長を、副委員長には名張市消防長をもって充てる。
- 3 委員には別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会の会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、第2条に掲げる所掌事項の詳細な検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が選任する伊賀市の消防職員及び副委員長が選任する名張市の消防職員で組織する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、伊賀市消防本部消防総務課及び名張市消防本部消防総務室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別

に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	
伊賀市	消防次長、伊賀消防署副署長、消防総務課長、予防課長、通信指令課長
名張市	消防次長、名張消防署副署長、消防総務室長、予防室長、通信指令室長

伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会 構成員表

役 職	氏 名	所 属
委員長	林 浩 己	伊賀市消防本部 消防長
副委員長	八 村 知 成	名張市消防本部 消防長
委員	永 岡 康 司	伊賀市消防本部 消防次長
委員	上 田 素 生	伊賀市消防本部 消防次長
委員	三 山 雅 史	伊賀市消防本部 消防総務課長
委員	井 上 直 丈	伊賀市消防本部 予防課長
委員	松 本 芳 明	伊賀市消防本部 通信指令課長
委員	山 口 晃	名張市消防本部 消防次長
委員	富 永 康 二	名張市消防本部 消防総務室長
委員	柳 澤 宗 弘	名張市消防本部 予防室長
委員	岩 江 由 彦	名張市消防本部名張消防署 副署長
委員	宮 西 勲	名張市消防本部名張消防署 通信指令室長
オブザーバー	和 氣 城 太 郎	三重県防災対策部 消防・保安課長
オブザーバー	櫻 井 健 太 朗	三重県防災対策部 消防・保安課
事務局	谷 口 智 也	伊賀市消防本部 消防総務課
事務局	宮 阪 昇	名張市消防本部 消防総務室

伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会 専門部会 構成員表

【予防業務専門部会】

役 職	氏 名	所 属
部会長	井 上 直 丈	伊賀市消防本部 予防課長
副部会長	柳 澤 宗 弘	名張市消防本部 予防室長
部会員	福 井 伸 宏	伊賀市消防本部 予防課
部会員	川 合 宏 典	伊賀市消防本部 予防課
部会員	松 本 拓 也	伊賀市消防本部 予防課
部会員	窪 田 義 秀	名張市消防本部 予防室
部会員	深 山 哲 郎	名張市消防本部 予防室
部会員	稲 場 広 樹	名張市消防本部 予防室

【指令業務専門部会】

役 職	氏 名	所 属
部会長	松 本 芳 明	伊賀市消防本部 通信指令課長
副部会長	宮 西 勲	名張市消防本部名張消防署 通信指令室長
部会員	川 口 正 輝	伊賀市消防本部 通信指令課
部会員	福 森 孝 行	伊賀市消防本部 通信指令課
部会員	船 岡 宏 至	伊賀市消防本部 通信指令課
部会員	田 中 智 祥	名張市消防本部名張消防署 通信指令室
部会員	滝 本 大 雅	名張市消防本部名張消防署 通信指令室

【警防・救急業務専門部会】

役 職	氏 名	所 属
部会長	岩 江 由 彦	名張市消防本部名張消防署 副署長
副部会長	上 田 素 生	伊賀市消防本部 消防次長
部会員	西 口 博 隆	伊賀市消防本部伊賀消防署 管理課
部会員	松 田 健 司	伊賀市消防本部伊賀消防署 管理課
部会員	小 西 知 也	伊賀市消防本部伊賀消防署 警防課
部会員	松 村 英 信	伊賀市消防本部伊賀消防署 警防課
部会員	森 上 芳 彦	名張市消防本部名張消防署 警備統括室
部会員	浦 上 昌 也	名張市消防本部名張消防署 消防救助室
部会員	松 本 博 文	名張市消防本部名張消防署 指導調査室
部会員	城 越 和 彦	名張市消防本部名張消防署 救急室

伊賀市・名張市 消防連携・協力実施計画

2021（令和 3）年 7 月
伊賀市消防本部・名張市消防本部

目 次

1	連携・協力実施計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	両市の消防需要等の現況及び将来予測並びに課題・・・・・・・・	P 3
	（1）両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測	
	（2）両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測からみる課題	
3	連携・協力実施の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
4	連携・協力実施に係る検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
5	連携・協力を行う消防事務の内容及び方法・・・・・・・・・・	P 7
	（1）連携・協力を行う消防事務の内容	
	（2）連携・協力を行う地域	
	（3）連携・協力を行う方法	
	（4）連携・協力を要する人員	
	（5）連携・協に伴う施設、車両等の整備計画	
	（6）連携・協りに係る費用の分担方法	
6	連携・協力実施までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9
7	連携・協力を行う消防事務以外の事務の連携確保・・・・・・・・	P 1 0

1 連携・協力実施計画策定の目的

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる中で、住民の生命、身体、財産を守る責務を担う消防は、管内で発生する火災、救急、救助事案に適切に対応していくとともに、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、テロ災害等の複雑化、多様化する災害にも備えていかなければなりません。

また、新型コロナウイルス感染症などの感染症に、職員が感染した場合においても、災害に対応できる業務体制を維持しなければなりません。

その課題解決に向けた消防の広域化について、消防庁は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとしました。その後、平成25年4月及び平成30年4月の改正を経て、現在、消防の広域化の推進期限は、令和6年4月1日まで延長されています。

しかしながら、消防の広域化は十分に進展しておらず、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防庁において、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が定められました。

この間、三重県においては、平成20年3月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、段階的な広域化を推進してきましたが、十分な進展が見られなかったことから、あらためて、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」を策定しました。当該計画において伊賀市・名張市地域は、通信指令業務の共同運用についての「連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域」として示されています。

これらに基づき、伊賀市及び名張市（以下「両市」といいます。）が、将来の消防広域化を見据え、持続可能な消防体制を整備・確立していくため、消防指令業務の共同運用（以下「指令業務共同運用」といいます。）など、消防事務の一部を相互に柔軟に連携・協力することで保有する人的・財政的な資源を有効活用し、消防力を強化することを目的として本計画を策定します。

2 両市の消防需要等の現況及び将来予測並びに課題

(1) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測

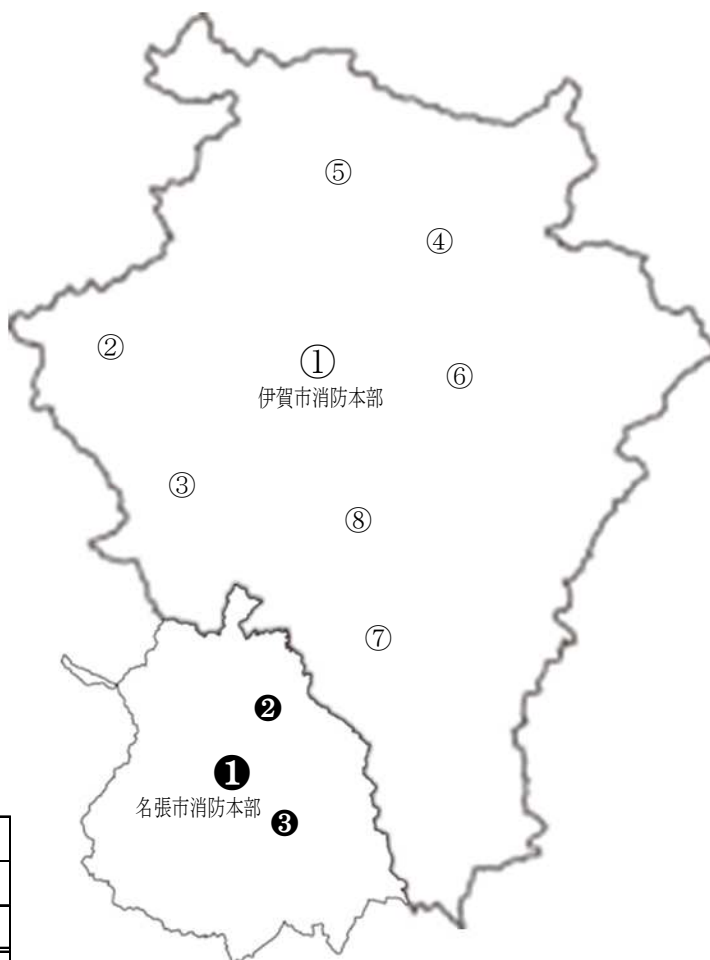
ア 消防力の現況（署所数、緊急車両の台数、管轄面積）

（令和3年4月1日現在）

市	署所	緊急車両	台数
伊賀市	① 消防本部 伊賀消防署	消防車(非常用含む)	3
		化学車	1
		はしご車	1
		救助工作車	1
		水槽車	1
		救急車(非常用含む)	2
		指揮車	1
		広報車、材料車等	6
	② 島ヶ原分署	消防車	1
		救急車	1
		広報車	1
	③ 西分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	④ 東分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑤ 阿山分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑥ 大山田分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑦ 南分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	⑧ 丸山分署	消防車	1
		救急車	1
		材料車	1
	計		37

市	管轄面積(k㎡)
伊賀市	558.23
名張市	129.77
計	688.00

市	署所	緊急車両	台数
名張市	① 消防本部 名張消防署	消防車	3
		化学車	1
		はしご車	1
		救助工作車	1
		水槽車	1
		救急車(非常用含む)	4
		指揮車	1
		広報車・搬送車等	6
	② 桔梗が丘 分署	消防車	2
		救急車	1
		広報車	1
	③ つつじが丘 出張所	消防車(非常用含む)	2
		救急車	1
		広報車	1
	計		26



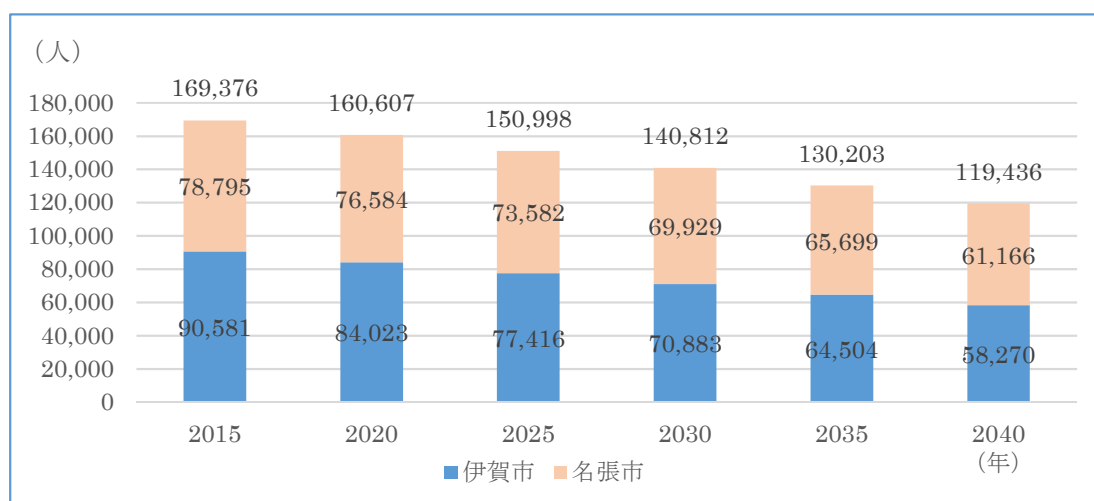
イ 防火対象物、危険物施設の数

（令和3年4月1日現在）

市	防火対象物(※)	危険物施設
伊賀市	4,106	777
名張市	2,294	202
計	6,400	979

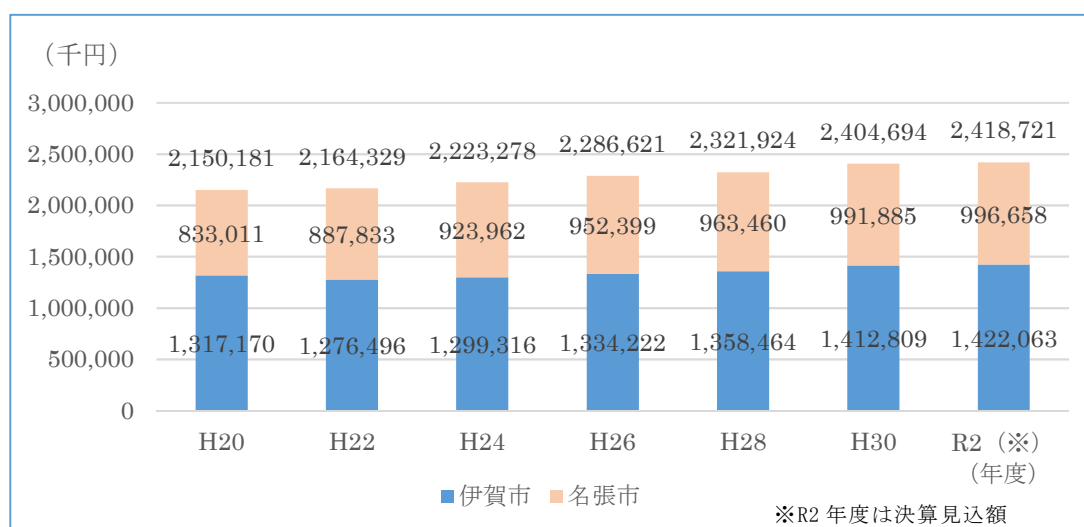
※消防法第17条に規定する消防用設備を必要とする防火対象物

ウ 将来推計人口

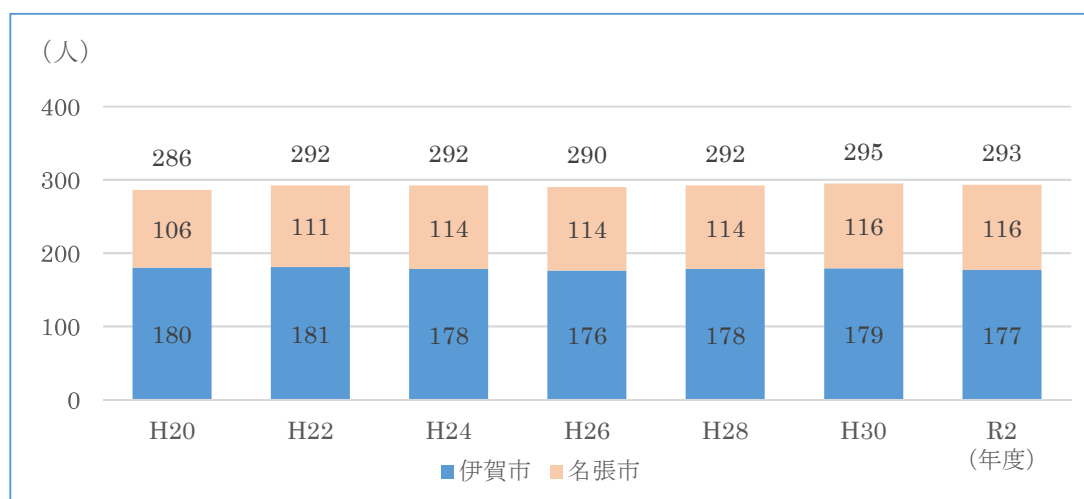


※国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年推計）（2015 年は国勢調査）

エ 常備消防費（決算額）の推移

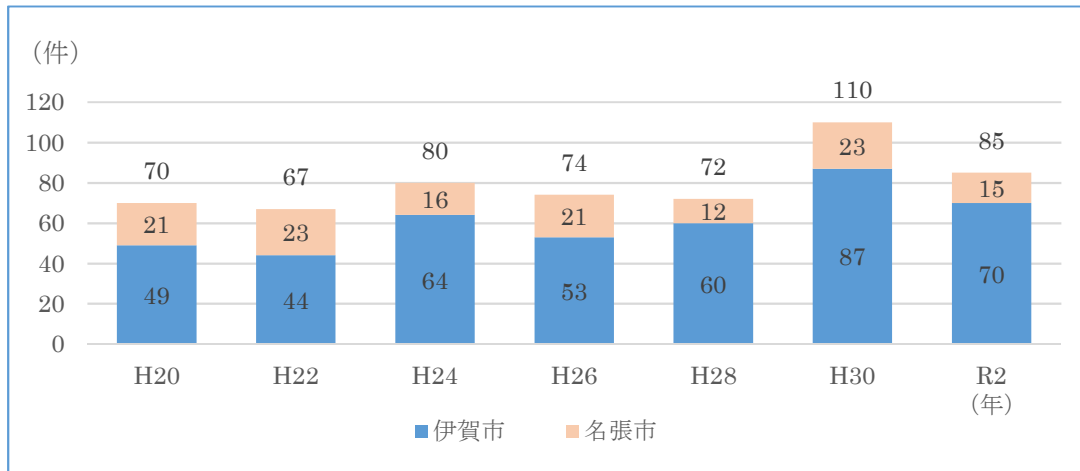


オ 消防吏員数の推移

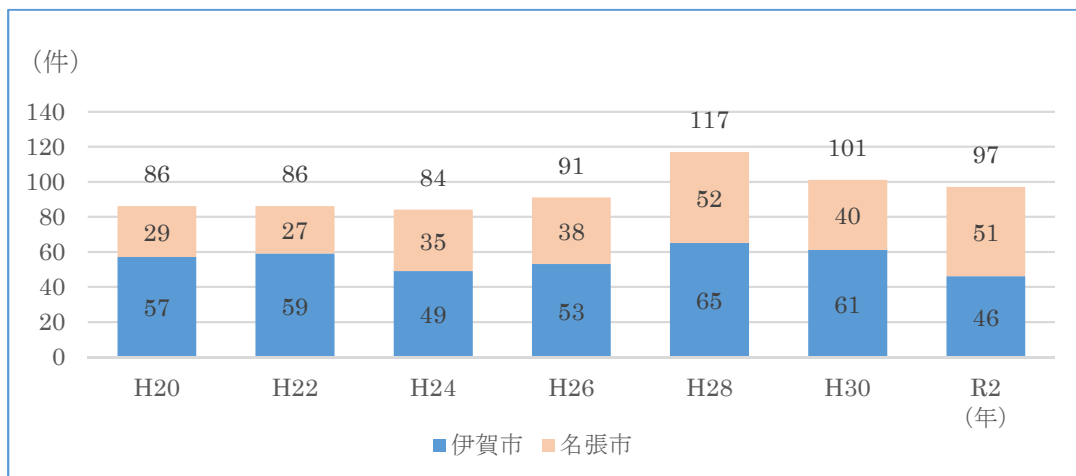


カ 災害件数の推移

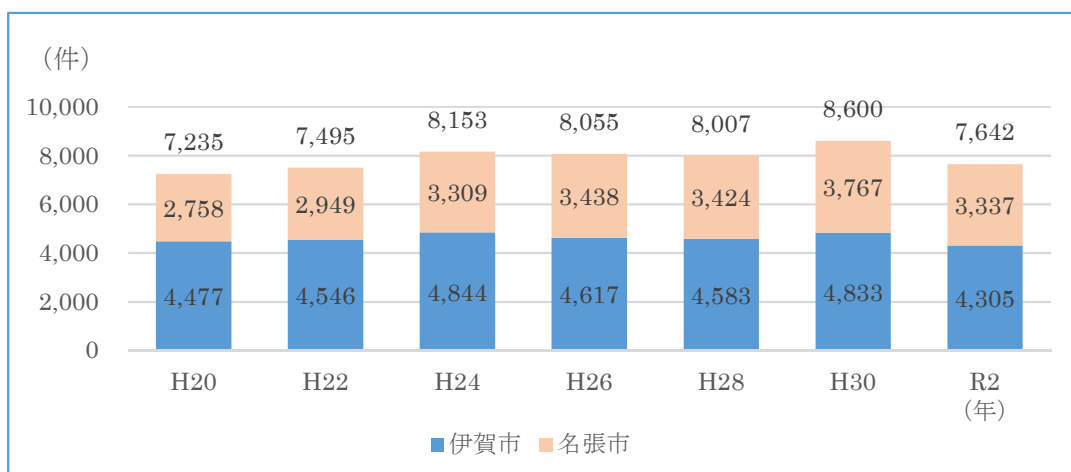
(ア) 火災件数の推移



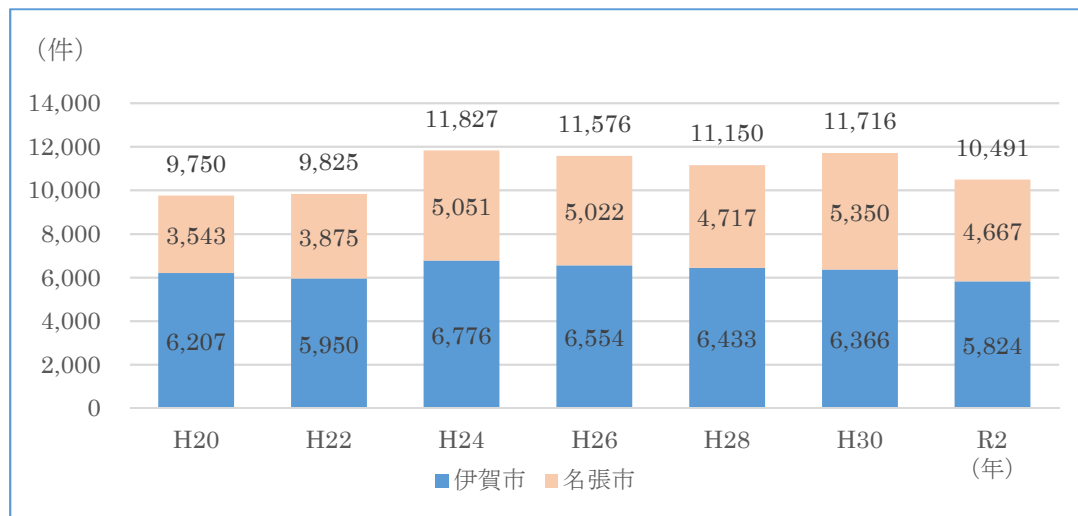
(イ) 救助件数の推移



(ウ) 救急件数の推移



(エ) 災害通報件数の推移



(2) 両市の消防力の現況及び消防需要並びに将来予測からみる課題

両市の将来推計人口は減少の傾向にあるものの、高齢化の進行に伴い救急件数及び災害通報件数は、多い状態での推移が予測されます。

また、近年の災害は複雑化、多様化しており、その傾向は今後も続くことが予想されることから、更なる消防力の充実強化が必要となります。

しかしながら、人口減少により人口一人当たりの消防行政に係るコストは割高になっていくものと予測され、今後、両市共に単独で、高機能化する消防通信指令設備や特殊で高額な車両、資機材等を導入し、又は維持していくことが困難な状況になると考えられます。

さらに、各分野にわたる技術の進展等に応じて、より高度で専門的な知識と活動が求められることから、組織的な教育体制の充実が必要となっています。

3 連携・協力実施の基本的な方針

両市は、日々発生している災害に適切に対応するため、また、将来発生が危惧されている大規模地震災害や豪雨災害等に備えるため、保有する人材や設備を有効に活用して管轄区域を超えた相互応援体制を確立するとともに、指令業務共同運用による連携強化を図ることで災害対応力を強化します。

また、消防行政に係るコストが割高になっていく予測から、消防通信指令設備の共同整備や特殊で高額な車両、資機材等の保有を分担することにより、施

設整備や維持管理に係る経費の低減を図ります。

さらに、指令業務共同運用による効率的な人員配置で、現場要員の強化を図りつつ、両市で培ってきた災害対応への知識・技術及び予防業務等の専門的な知識を共有し活用することにより、職員の能力向上を図ります。

4 連携・協力実施に係る検討体制

「伊賀市・名張市消防連携・協力検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）において、「指令業務共同運用」、「災害対応力の強化」、「施設整備や維持管理に係る経費の低減」、「人材育成」などの観点から、連携・協力すべき事務について協議、検討を行います。

中でも指令業務共同運用については、令和6年4月1日の運用開始を目標として、消防通信指令設備の整備、運営方式、費用負担割合、配置人員及び指令業務共同運用に伴う相互応援体制等の協議・検討を行い、「消防指令業務共同運用基本構想」（以下「共同運用基本構想」といいます。）を策定します。

また、連携・協力実施後についても、引き続き、検討組織を設置し、将来の消防広域化を見据え、連携・協力の実施方法等の見直しや新たな連携・協力事務について検討を行い、消防力の充実強化を積極的に進めるものとします。

5 連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法

（１）連携・協力をを行う消防事務の内容

ア 総務部門

- ・ 連携・協力事務の総括と両市間の連絡調整
- ・ 研修の合同開催

イ 予防部門

- ・ 消防検査業務等の相互応援協力
- ・ 火災原因調査業務の相互応援協力
- ・ 火災予防啓発等の協力
- ・ 研修の合同開催

ウ 警防・救助部門

- ・ 災害時における相互応援出動

- ・特殊車両、資機材等の相互活用
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

エ 救急部門

- ・市境付近における直近出動
- ・災害時における相互応援出動
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

オ 通信指令部門

- ・指令業務共同運用による連携強化
- ・研修、訓練、事例検証の合同開催

(2) 連携・協力を行う地域

各部門において連携・協力する地域は、両市の管轄区域全体とします。ただし、災害応援出動については、災害の種別や規模、災害現場までの距離、応援要請の方法、応援側の消防業務への影響などを検討委員会で協議、検討し、応援出動部隊や応援出動区域等を設定するものとします。

(3) 連携・協力を行う方法

ア 指令業務共同運用については、地方自治法に基づく広域連携事務執行機関（以下「事務執行機関」といいます。）を設置して行うものとします。

イ 警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、消防組織法に基づく相互応援協定（以下「応援協定」といいます。）を締結して行うものとします。

(4) 連携・協力に要する人員

ア 指令業務共同運用に係る人員については、検討委員会で協議、検討した上で、事務執行機関が定める人員を配置するものとします。

イ 警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、応援協定に基づき、その都度必要な人員を派遣するものとします。

(5) 連携・協力に伴う施設、車両等の整備計画

ア 指令業務共同運用に必要な消防通信指令施設の整備計画については、次表のとおりとします。

設備施設	消防本部	運用形態	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
指令設備	伊賀市	単独運用			→	整備 (共同運用)					部分更新	→
	名張市	単独運用			→							
無線設備	伊賀市	単独運用									更新 (共同整備)	→
	名張市	単独運用										

イ 両市の管轄区域にわたって応援出動する緊急車両の整備計画については、次表のとおりとしますが、車両の状態や当該年度の財政状況等により変更する場合があります。

消防本部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
伊賀市		はしご車	化学車	ポンプ車				ポンプ車	タンク車	
		救急車 (2台)		救急車						
名張市		救急車		ポンプ車	救急車	タンク車			救急車	救急車
				救急車						

(6) 連携・協力に係る費用の分担方法

ア 指令業務共同運用の費用については、検討委員会で協議、検討し、事務執行機関の規約等で両市の費用分担等を定めるものとします。

イ 相互応援のために必要とする緊急車両及び資機材等の整備費用については、両市で協議し、保有分担や配備調整を行うことにより、相互協力として負担金を求めないものとし、災害応援出動や予防業務の職員派遣等に要する費用負担は、応援協定に定めるものとします。

6 連携・協力実施までのスケジュール

指令業務共同運用については、共同運用基本構想を策定し、事務執行機関を設置した後に、消防通信指令施設の実施設計及び整備工事を行い、運用開始に至るスケジュールとします。

警防、救助、救急及び予防業務等の連携・協力については、指令業務共同運用の開始までに実施可能な災害応援出動や予防業務の職員派遣等の内容を決定し、

両市間において、応援協定を締結して行うものとします。その後、指令業務共同運用の開始に伴う連携・協力業務を拡充していくものとします。

●スケジュール表

令和３年　５月	・実施計画書（案）及び検討委員会の設置について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和３年　８月	・検討委員会の中間報告として、実施計画書、共同運用基本構想（案）について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和３年　９月	・実施計画書を三重県へ提出
令和３年１１月	・検討委員会の最終報告として、伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書（以下「連携・協力協定書」といいます。）、共同運用基本構想及び事務執行機関の設置について、両市長へ報告及び両市議会へ説明
令和３年１２月	・地方自治法に基づき事務執行機関の設置について、両市議会へ提案
令和４年　１月	・両市間で連携・協力協定書を締結
令和４年　２月	・事務執行機関の設置を三重県へ届出 ・消防組織法に基づき両市間で応援協定を締結
令和４年　４月～	・消防通信指令施設の実施設業務委託 ・連携・協力業務開始
令和５年　４月～	・消防通信指令施設の整備工事
令和６年　４月～	・指令業務共同運用開始 ・指令業務共同運用開始に伴う連携・協力業務開始

７ 連携・協力を行う消防事務以外の事務の連携確保

連携・協力を行う消防事務以外の事務については、職員からの提案などを基に、検討委員会において協議、検討を行うとともに、連携・協力協定に含まれていない事務であっても、常に情報共有と連携・協力を努めることとします。

伊賀市・名張市

消防指令業務共同運用基本構想



令和3年（2021年）11月

伊賀市・名張市

目 次

	ページ
1 基本構想策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 国、県による指令業務共同運用の推進・・・・・・・・	2
3 指令業務共同運用のイメージ・・・・・・・・	3
4 指令業務共同運用による効果・・・・・・・・	4
5 県内における指令業務共同運用の状況・・・・・・・・	4
6 伊賀市・名張市の現況・・・・・・・・	5
7 指令業務共同運用の開始日について・・・・・・・・	5
8 指令業務共同運用の運営方式について・・・・・・・・	6
9 共同消防指令センターの設置場所について・・・・・・・・	6
10 費用の負担方法について・・・・・・・・	7
11 費用の負担割合について・・・・・・・・	8
12 整備費用について・・・・・・・・	9
13 維持管理費用について・・・・・・・・	10
14 消防救急デジタル無線システムの更新について・・・・・・・・	11
15 配置人員について・・・・・・・・	12
16 指令業務共同運用のスケジュールについて・・・・・・・・	12
17 消防指令システムの概要（主なシステム構成）・・・・・・・・	13

1 基本構想策定の目的

119番通報を受信し、救急隊や消防隊に出動指令を出す消防指令業務については、従来、消防本部ごとに消防通信指令施設を単独で整備して行うことが基本でしたが、近年、消防通信指令施設の高度化、施設整備や維持管理に係る経費の低減化及び人員の効率化などを目的として、複数の消防本部による消防指令業務の共同運用（以下「指令業務共同運用」といいます。）が実施されるようになってきました。

伊賀市及び名張市（以下「両市」といいます。）においても、この度策定した「伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画」（以下「実施計画」といいます。）の中で、指令業務共同運用を実施することとし、災害対応力の強化や施設整備等に係る経費の低減などを図ることとしました。

本基本構想は、この実施計画に基づき、指令業務共同運用に係る消防通信指令施設の整備、運営方式、費用の負担割合、配置人員等について、検討した結果をまとめ、指令業務共同運用の基本的な方針とすることを目的として策定します。

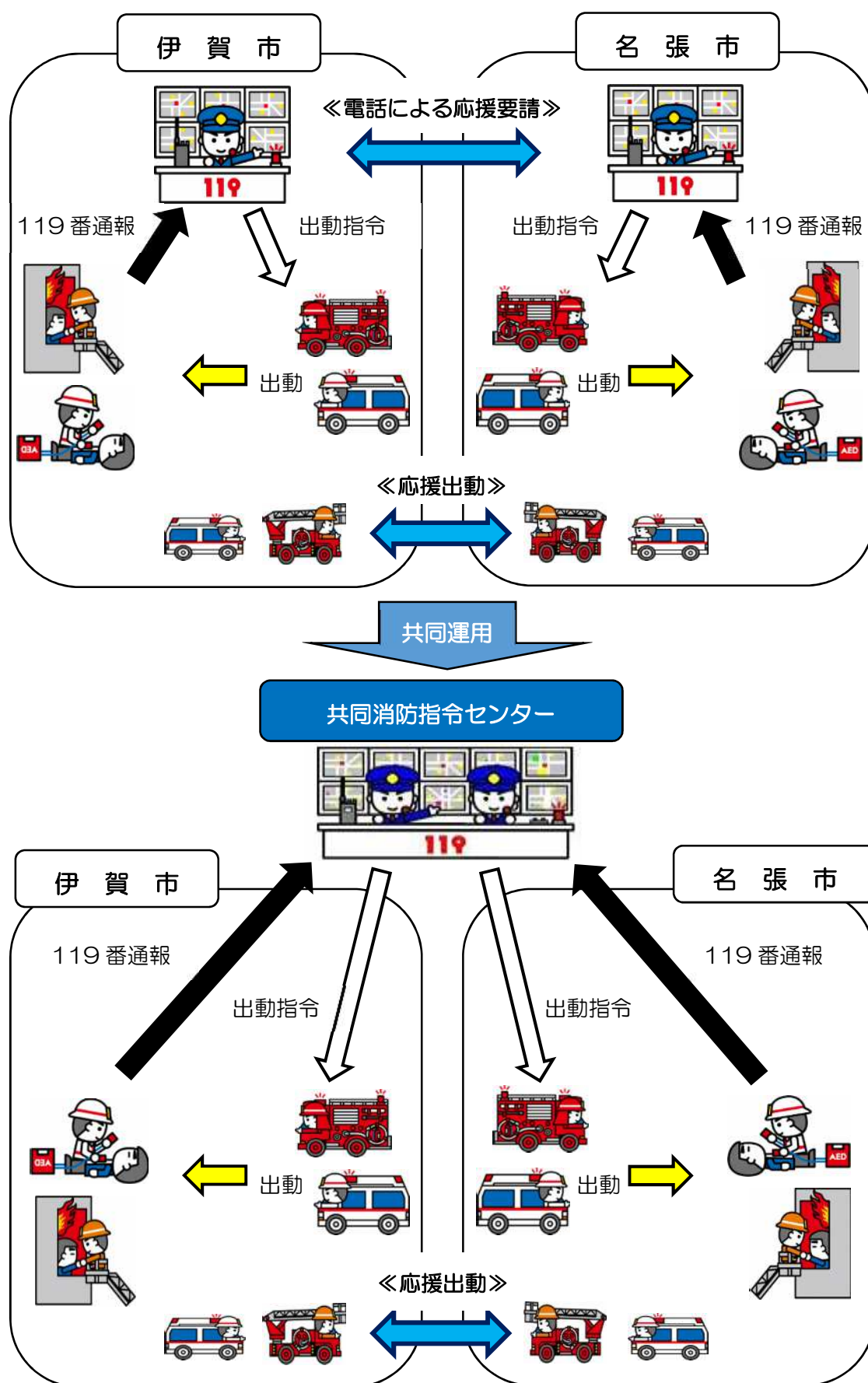
2 国、県による指令業務共同運用の推進

国は、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を定め、市町村の自主的な消防の広域化を推進することとしましたが、全国的に十分な進展がみられなかったことから、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を定めるとともに、指令業務共同運用を行う地方自治体に対して手厚い財政措置を講じることとしました。

県においても、平成31年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」を策定し、当該計画の中で、伊賀、名張地域を指令業務の共同運用に向けて「連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域」として示しています。

このように、国、県ともに、消防の連携・協力の中心となる指令業務共同運用については、将来の消防広域化につながる期待が大きく、また、住民サービスの向上、大規模災害時の広域応援、行財政上の効果などの観点から、強く推進しています。

3 指令業務共同運用のイメージ



4 指令業務共同運用による効果

(1) 市民サービスの向上

ア 高機能消防指令システムの導入及び通信指令員の専従化により、119番通報が集中した場合における受信能力・処理能力が向上し、的確な対応が可能になります。

イ 両市管内の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、多数傷病者発生事案や大規模火災時等において、通報と同時に応援出動が可能となり、相互応援体制を強化することができます。

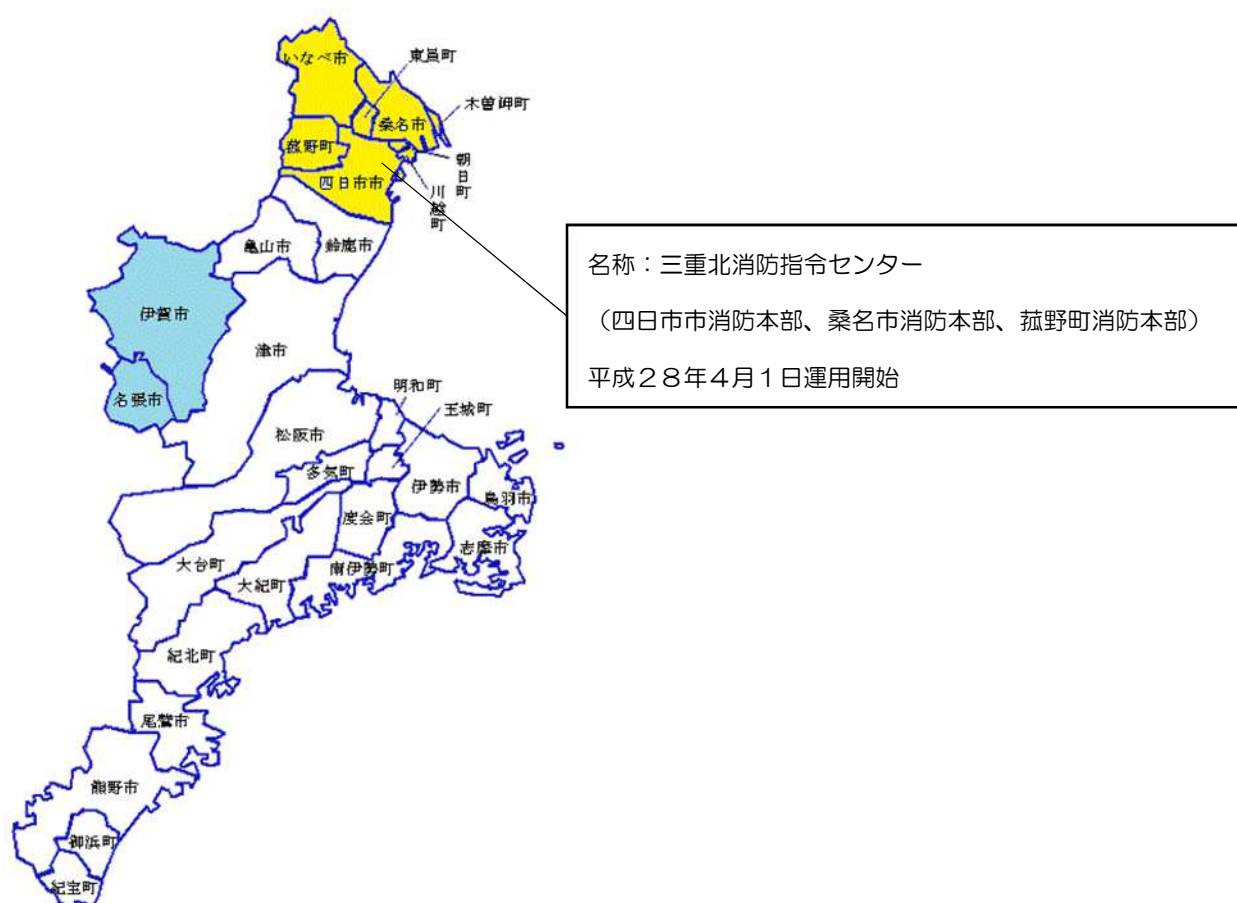
ウ 特殊な災害時の応援出動において、両市が保有するはしご車や化学車等の特殊車両を、即時応援により有効活用することができます。

(2) 行財政面の効果

ア 消防通信指令施設を共同整備することで、整備費や維持管理費等の低減を図ることができます。

イ 通信指令員の専従化及び効率的な配置により、災害現場要員の強化を図ることができます。

5 三重県内における指令業務共同運用の状況



6 伊賀市・名張市の現況

(令和3年4月1日現在)

項目		伊賀市	名張市	合計
面積 (km ²)		558.23	129.77	688.00
人口 (人)【住民基本台帳人口】		89,262	77,250	166,512
署所数	消防本部	1	1	2
	消防署	1	1	2
	分署・出張所	7	2	9
職員数 (人)		177	116	293
火災件数 (件) 【5年間 (H28年～R2年) の平均】		67	19	86
救急件数 (件) 【5年間 (H28年～R2年) の平均】		4,651	3,535	8,186
救助件数 (件) 【5年間 (H28年～R2年) の平均】		57	46	103
災害通報件数 (件) 【5年間 (H28年～R2年) の平均】		6,238	4,925	11,163
車両数 (台)	消防ポンプ車 【非常用を含みます。】	10	7	17
	化学車	1	1	2
	はしご車	1	1	2
	救助工作車	1	1	2
	水槽車	1	1	2
	指揮車	1	1	2
	救急車 【非常用を含みます。】	9	6	15
	その他の車両	13	8	21
防火対象物数		4,106	2,294	6,400
危険物施設数		777	202	979

7 指令業務共同運用の開始日について

伊賀市の消防指令システムは、平成28年に庁舎建設と併せて10年間の使用に耐える改修を行い、令和8年度を更新時期として予定していました。一方、名張市の消防指令システムは、平成22年の庁舎建設と併せて整備したもので、令和3年度を更新時期として予定していました。

このように、両市の更新時期に5年間の差があるため、伊賀市は更新時期を前倒しし、名張市は更新時期を延伸することで調整し、指令業務共同運用の開始日は令和6年4月1日とします。

8 指令業務共同運用の運営方式について

地方自治法の規定に基づく地方公共団体相互間の協力制度については、「連携協約」、「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務委託」等がありますが、先行して指令業務共同運用を実施している全国47地域（192消防本部）のうち約9割が「協議会」により運営を行っています。

そのような先行事例がある中、両市が行う運営方式を以下のように考察しました。

（１）連携協約（地方自治法第252条の2）

中心市と近隣の市町村が連携して事務処理をする基本方針や役割分担を定める制度です。今回の指令業務共同運用は、両市が同等の権限で共同して事務を処理することから、適さないと考えます。

（２）協議会（地方自治法第252条の2の2）

派遣される職員の身分や権限に変更がないことに加え、組織する団体が各々の主体性を維持したまま事務を共同で執行することができます。さらには、多くの先行事例を参考にでき、スムーズに運用を開始できると考えることから、適していると考えます。

（３）機関等の共同設置（地方自治法第252条の7）

派遣される職員は、もう一方の市の職員扱いとなることで、身分の統一などの調整が困難なため、適さないと考えます。

（４）事務委託（地方自治法第252条の14）

両市の規模に大きな差がないこと及び委託側は事務の権限を失うため、適さないと考えます。

以上のことから、運営方式は「協議会（管理執行協議会）」とします。

9 共同消防指令センターの設置場所について

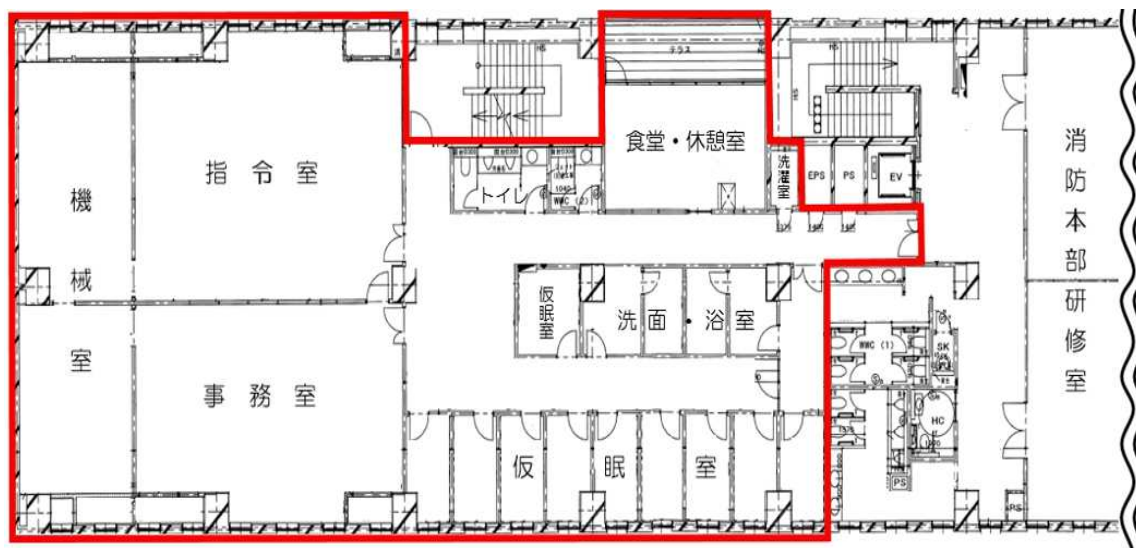
指令業務共同運用を行うためには、共同消防指令センターを整備する必要があり、その方法としては、新たに共同消防指令センターを建設するか、既存の施設を活用することとなります。

今回は、運用開始までに着実に整備を行うとともに、整備費用を抑制するという観点から、既存の施設を活用することが適当であると考えます。

既存施設活用の候補として、伊賀市消防本部庁舎と名張市消防本部庁舎が挙げられます。伊賀市消防本部庁舎では、共同消防指令センターに必要な指令室、執務室、仮眠室、浴

室、食堂等のスペースやセキュリティ設備などが、既に完備されていますが、名張市消防本部庁舎では、必要なスペースの確保等が困難なことから、共同消防指令センターは「伊賀市消防本部庁舎内」に設置することとします。

伊賀市消防本部庁舎3階平面図（共同消防指令センター予定部分）



竣工 : 平成 28 年 9 月
建物構造 : 鉄筋コンクリート造 3 階建（一部免震床）
延べ床面積 : 3,181.44 ㎡（車庫、訓練等を除く）
3 階床面積 : 930.87 ㎡（うち指令センター予定部分 521.78 ㎡）
主な施設 : 指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ、浴室等

10 費用の負担方法について

（1）両市が共同で使用する施設の整備費用

伊賀市消防庁舎の改修費用や共同消防指令センター内に設置する消防指令システム等の整備費用については、「両市で定める割合による負担」とします。

（2）各市が独自で使用する施設の整備費用

署所や車両に設置する施設の整備費用については、「使用する市の負担」とします。

1 1 費用の負担割合について

先行事例の約8割が「人口割合」による負担割合の算定を基本としており、その上で、自治体の規模や実情に応じて、「基準財政需要額割合」、「単独整備費割合」、「災害通報件数割合」及び「均等割合」などを組み合わせて、負担割合が決められています。

そのような先行事例がある中、両市の負担割合の算定の基礎とする数値について、次のように考察しました。

(1) 人口割合

人口は、自治体の規模を示す基礎的な数値であり、算定の基礎数値として妥当ですが、両市の場合、通勤や通学等による昼間人口の差を考慮する必要があります。

(2) 基準財政需要額割合

地方交付税における消防費の基準財政需要額は、市町村の消防の実情を勘案して算定されます。

人口割合や災害通報件数割合と比較した場合、人口密度等による補正や市町村合併による特例適用などの要因により、両市の割合差が大きくなるため、算定の基礎数値としては適当でないと考えます。

(3) 単独整備費割合

両市が単独で整備する場合の概算額は、それぞれの市が考える消防指令システムの内容によって変動するため、算定の基礎数値としては適当でないと考えます。

(4) 災害通報件数割合

災害通報件数は、両市の産業構造や昼夜間人口の実態を反映した状況等を表していること、また、共同で執行する消防指令業務に直接関係する数値であることから、算定の基礎数値として適当であると考えます。

(5) 均等割

自治体間の規模に差がある場合に、規模の小さい自治体にも一定の負担を担ってもらうよう費用の一部を均等に負担する場合がありますが、両市においては自治体規模の基礎となる人口に差がないことから、均等割を算定に加える必要はないと考えます。

以上のことから、負担割合の算定に用いるのは、基本的な数値として「人口割合」、両市の消防需要を考慮した数値として「災害通報件数割合」の二つの数値とします。

また、どちらの要素も等しく重要であると考えことから、費用の「50%を人口割合」、「50%を災害通報件数割合」とします。

さらに、用いる数値は、人口については5年ごとの国勢調査時の人口を、災害通報件数については、直近過去5年間の平均数値とします。

●負担割合（令和４年度に適用）

項目		伊賀市	名張市	計
人 口 【国勢調査の数値】 （Ｒ２年）	人口（人）	88,863	76,414	165,277
	割合（％）	53.77	46.23	100.00
	① 1/2（％）	26.88	23.12	50.00
災害通報件数 【５年間の平均値】 （Ｈ２８年～Ｒ２年）	件数（件）	6,238	4,925	11,163
	割合（％）	55.88	44.12	100.00
	② 1/2（％）	27.94	22.06	50.00
①＋② 負担割合（％）		54.82	45.18	100.00

１２ 整備費用について

消防通信指令施設を共同で整備することにより、整備費用の低減を図ります。

また、国からの財政措置として、緊急防災・減災事業債（充当率１００％、うち交付税措置７０％）を活用することで、両市の実質負担額を大幅に低減します。

（１）共同整備費用と単独整備費用の比較【試算】

単位：円（税込）

	共同整備	伊賀市単独整備	名張市単独整備
消防指令システム	712,569,000	542,663,000	251,526,000
伊賀市消防本部庁舎改修等	30,528,740		
合 計	743,097,740	794,189,000	

（２）単独整備の実質負担額【試算】

【防災対策事業債（充当率７５％ うち交付税算入３０％）】

単位：円（税込）

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	542,663,000	406,900,000	122,070,000	420,593,000
名張市	251,526,000	188,600,000	56,580,000	194,946,000
合 計	794,189,000	595,500,000	178,650,000	615,539,000

（３）共同整備の実質負担額【試算】

【緊急防災・減災事業債（充当率１００％　うち交付税算入７０％）】　単位：円（税込）

市	①事業費	地方債	②交付税額	実質負担額(①-②)
伊賀市	459,028,035	459,000,000	321,300,000	137,728,035
名張市	284,069,705	284,000,000	198,800,000	85,269,705
合　計	743,097,740	743,000,000	520,100,000	222,997,740

（４）実質負担額による削減効果【試算】

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	137,728,035	420,593,000	<u>▲282,864,965</u>	<u>▲67.3%</u>
名張市	85,269,705	194,946,000	<u>▲109,676,295</u>	<u>▲56.3%</u>
合　計	222,997,740	615,539,000	<u>▲392,541,260</u>	<u>▲63.8%</u>

１３　維持管理費用について

消防指令システムについては、毎年の保守委託業務費用と令和１１年度に実施予定の部分更新費用が発生しますが、両市で共同して整備することで、費用の低減を図ります。

（１）消防指令システム保守委託業務費用の削減効果【試算】

【１０年間（令和６年度～令和１５年度）の費用】

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	104,413,179	119,369,800	<u>▲14,956,621</u>	<u>▲12.5%</u>
名張市	75,585,541	82,442,800	<u>▲6,857,259</u>	<u>▲8.3%</u>
合　計	179,998,720	201,812,600	<u>▲21,813,880</u>	<u>▲10.8%</u>

（２）消防指令システム部分更新費用の削減効果【試算】

【令和１１年度予定】

単位：円（税込）

市	①共同整備	②単独整備	削減額(①-②)	削減率
伊賀市	85,307,904	110,870,000	<u>▲25,562,096</u>	<u>▲23.1%</u>
名張市	63,192,096	80,135,000	<u>▲16,942,904</u>	<u>▲21.1%</u>
合　計	148,500,000	191,005,000	<u>▲42,505,000</u>	<u>▲22.3%</u>

※　消防指令システムは、２４時間３６５日絶え間なく稼働していることから、機器の信頼性を維持するため、システムの整備から５年を目途に主要な機器の部分的な更新が必要となります。

（３）共同消防指令センターの運営経費

【年間所要額の概算見込み】

単位：円（税込）

大項目	小項目	金額	負担割合	うち伊賀市 負担額	うち名張市 負担額
需用費	消耗品	1,405,998	A	759,174	646,824
	燃料費		A		
	光熱水費 等		B、C		
役務費	電話代	7,498,153	A	4,758,679	2,739,474
	通信回線利用料		D		
	インターネット利用料		A		
	保険料 等		A		
委託料	環境衛生管理業務	1,040,829	B	689,314	351,515
	空調設備保守業務		B		
	電気工作物保守業務		B		
	消防設備保守業務		B		
	通訳サービス業務 等		A		
使用料	寝具借上料	390,640	E	214,638	176,002
	複写機借上料		A		
	テレビ受信料 等		A		
合 計		10,335,620		6,421,805	3,913,815

負担割合について

- A：両市で協議した割合
- B：床面積割り単価×センター面積×A
- C：人数割り単価×センター勤務人数
- D：使用する端末機器に相当する額
- E：契約単価×センター勤務人数

14 消防救急デジタル無線システムの更新について

消防指令システムと同様に高額なシステムである消防救急デジタル無線システムについては、伊賀市が平成28年度に、名張市が平成27年度に整備しており、両市共に使用期間は15年程度と見込んでいます。したがって、令和11年度に消防指令システムの部分更新と併せて更新する計画とし、その際には、現在、両市でそれぞれ整備している消防救急デジタル無線システムを共同で整備し、令和8年度以降の国からの財政措置の動向に注視しながら、整備費用の低減を図ります。

15 配置人員について

協議会方式による指令業務共同運用では、両市の通信指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

共同消防指令センターを設置することで、通信指令員の配置人員を両市で4人減員し現場へ配置換えするとともに、これまで夜間等に消防指令業務を兼任していた現場要員を警防業務に専任化させ、災害対応力の強化を図ります。

(1) センター長等日勤者の配置

現状では、消防指令業務を統括する所属長として、伊賀市は通信指令課長、名張市は通信指令室長を配置しています。

共同消防指令センターで執行した事務の責任は両市に帰属することから、管理職員を両市から1人ずつ派遣し、センター長と副センター長として配置することにより、消防指令業務における平等な責任分担を行います。

(2) 通信指令員の配置

共同消防指令センターでは、センター長等の日勤者2人を除き、8時30分から翌日の8時30分まで交替制勤務者が通信指令員として従事します。労働基準法に基づく休日、休憩等を確保した上で、両市の災害通報に常時対応するためには、通信指令員20人（1班10人の2交替制）を配置する必要があります。

両市から派遣する通信指令員については、施設整備費用の負担割合と同様に「50%を人口割合」、「50%を災害通報件数割合」で算定し、伊賀市から11人、名張市から9人を派遣することとします。

①共同運用 総数22人		②単独運用（現状） 総数26人		効果(①-②) 総数▲4人	
伊賀市	名張市	伊賀市	名張市	伊賀市	名張市
12人	10人	15人	11人	▲3人	▲1人
指令員11人 日勤1人	指令員9人 日勤1人	指令員14人 日勤1人	指令員10人 日勤1人	指令員▲3人 日勤±0人	指令員▲1人 日勤±0人

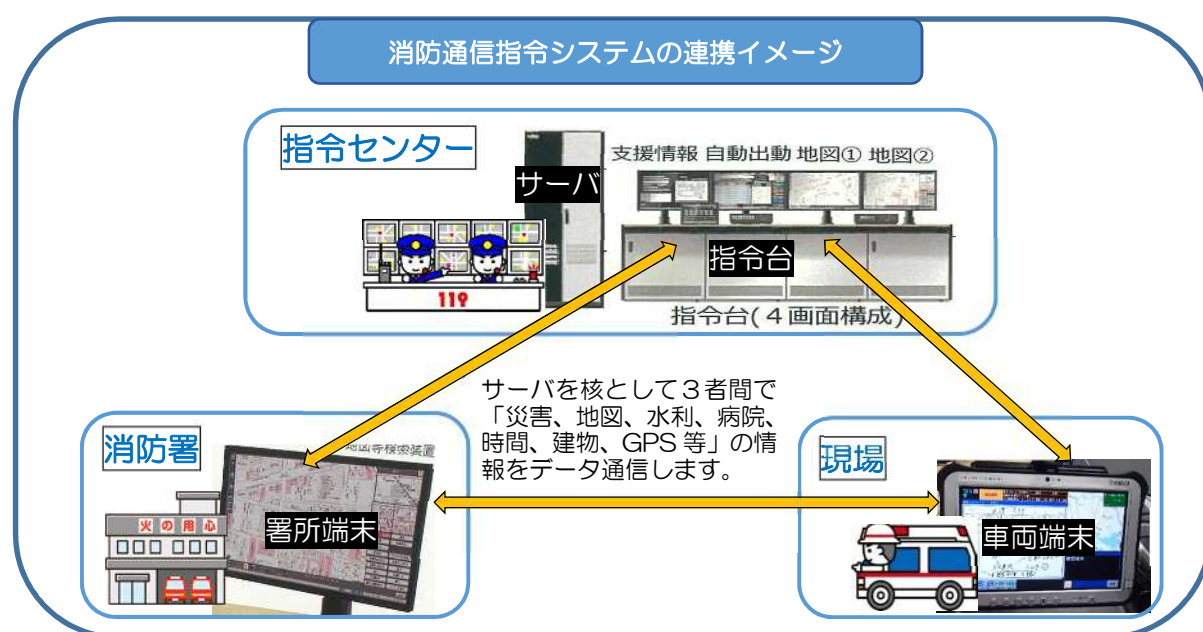
16 指令業務共同運用のスケジュールについて

令和3年度に両市による協議会を設立し、令和4年度に消防通信指令施設等の実施設計を、令和5年度に整備工事を行い、令和6年度の運用開始を計画しています。

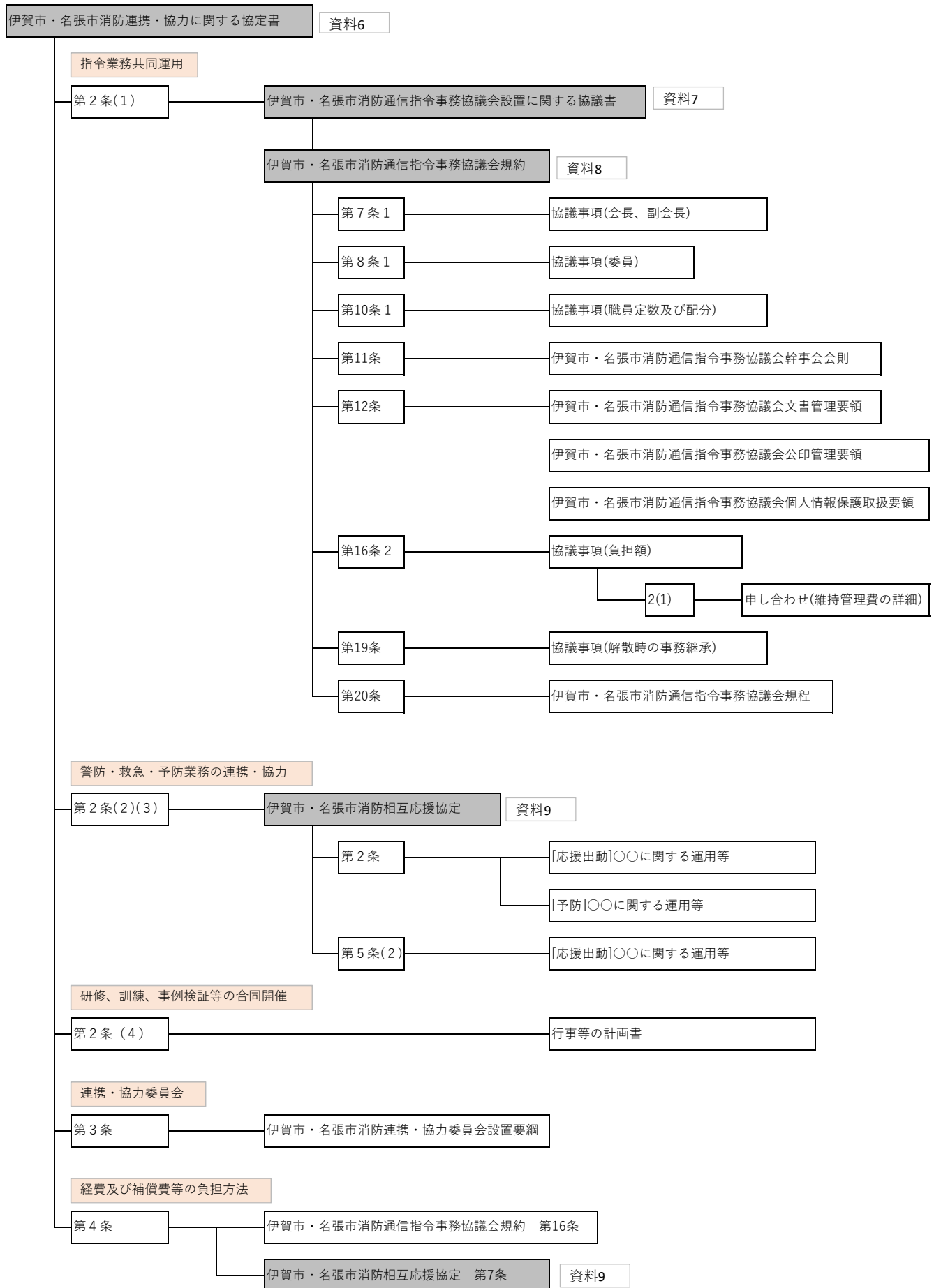
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
協議会	協議会設置	協議	協議 事前研修等	運用開始
消防通信指令施設		実施設計	工事	
庁舎改修		実施設計	工事	

17 消防指令システムの概要（主なシステム構成）

設置場所	装置名	使用の区分		
		共同	伊賀市独自	名張市独自
指令センター	サーバ(下図)	1 式		
	指令台(下図)	2 台		
	指揮台	1 台		
	統合型位置情報通知装置、地図検索装置	1 式		
	Net 119システム	1 式		
	多言語通訳システム	1 式		
	自動出動車両指定装置	1 式		
	車両動態管理装置、運用表示盤	1 式		
	災害情報等自動案内装置	1 式		
	非常用電源装置	1 式		
署所	署所端末装置(下図)		8 式	3 式
	駆け付け通報装置		8 式	3 式
	非常用電源装置		8 式	3 式
	署所監視カメラ		8 式	3 式
	消防OAシステム		10 式	5 式
車	車両動態管理装置端末(下図)		37 式	26 式



伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書等の体系図



伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書（案）

伊賀市及び名張市（以下「両市」という。）は、消防事務の連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市が消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことで、保有する人的・財政的な資源を有効に活用し、消防力を強化することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力を行う。なお、連携・協力の実施に必要な詳細事項については、別に定めるものとする。

- （1）消防指令業務の共同運用に関する事。
- （2）災害時における相互応援に関する事。
- （3）予防業務の共同実施に関する事。
- （4）研修、訓練、事例検証等の合同開催に関する事。
- （5）その他両市が必要と認める事。

（連携・協力委員会）

第3条 両市は、前条各号に掲げる連携・協力事項の円滑な推進を図るため、両市の代表者で構成する連携・協力委員会を設置するものとする。なお、連携・協力委員会の構成、運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

（経費及び補償費等の負担方法）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の実施に必要な経費、公務災害補償費及び第三者に与えた損害賠償費等（以下「経費等」という。）の負担については、別に定めるものとする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、両市が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第6条 第2条、第3条及び第4条の規定に基づき別に定める事項に疑義が生じた場合は、
両市の消防長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

伊賀市
伊賀市長

名張市
名張市長

伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議書（案）

伊賀市及び名張市（以下「両市」という。）は、共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議により別紙のとおり規約を定め、伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会を設置する。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、両市の長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

伊賀市長

名張市長

伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会規約（案）

（協議会の目的）

第 1 条 この規約により設置する協議会（以下「協議会」という。）は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、伊賀市・名張市消防通信指令事務協議会とする。

（協議会を設ける市）

第 3 条 協議会は、伊賀市及び名張市（以下「両市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第 4 条 協議会は、両市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地伊賀市消防本部内に置く。

（協議会の組織）

第 6 条 協議会は、会長、副会長及び委員 10 人以内をもってこれを組織する。

（会長及び副会長）

第 7 条 会長及び副会長は、両市の長が協議により定める両市の消防長の職にある者をもってこれに充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第 8 条 委員は、両市の消防職員のうちから、両市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理）

第 9 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

（職員）

第 10 条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定

数及び当該定数の両市間の配分については、両市の消防長が協議により、これを定める。

- 2 両市の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。
- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(両市の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会がその担任する事務を両市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する伊賀市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を両市の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 伊賀市は、協議会が担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ名張市と協議しなければならない。
- 3 伊賀市長は、協議会が担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を名張市長及び会長に通知しなければ

ならない。

（経費の支弁の方法）

第16条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する費用は、両市が負担する。

2 前項の規定により両市が負担すべき額は、両市の長が協議により、これを定める。

3 名張市は、前項の規定による負担金を伊賀市に納付しなければならない。

（財産の取得、管理及び処分の方法）

第17条 担任事務の用に供する財産に関しては、両市の長が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行うものとする。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する伊賀市の条例等を両市の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

（その他の財務に関する事項）

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

（協議会解散の場合の措置）

第19条 協議会が解散した場合における協議会が担任する事務の承継については、両市の長が協議により、これを定める。

（協議会の規程）

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会が担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和4年1月19日から施行する。

伊賀市・名張市消防相互応援協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、伊賀市・名張市消防連携・協力に関する協定書及び消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、伊賀市及び名張市（以下「両市」という。）の消防相互応援体制を確立し、消防力を強化することを目的として締結する。

（応援の種別）

第2条 両市の長は、応援が困難になる場合を除き、次の各号に掲げるとおり相互に応援するものとし、応援の実施に必要な詳細事項については別に定めるものとする。

（1）火災の応援

消火が困難又は時間を要する火災が発生した場合等に、必要に応じ消防隊等を出動させる。

（2）救助事案の応援

特殊な救助事案が発生した場合等に、必要に応じ救助隊等を出動させる。

（3）救急事案の応援

多数の傷病者が発生した場合や全ての救急隊が出場中に救急要請があった場合等に、必要に応じ救急隊等を出動させる。

（4）車両整備時の応援

化学車、はしご車、救助工作車等の特殊車両が車検、点検、修理等により出動できない状況で、災害等が発生した場合に、必要に応じ特殊車両を出動させる。

（5）特殊資機材の相互活用

特殊資機材が必要な災害が発生した場合に、必要に応じ特殊資機材を積載した消防隊等を出動させる。

（6）予防業務の応援

高度な予防業務の知識が必要となる消防検査、違反処理、火災原因損害調査等の業務に、必要に応じ予防業務専門職員を応援させる。

（7）その他両市の長が応援を必要とする事案であると判断した場合に、必要な車両、資機材及び人員を応援する。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、前条各号に掲げる応援等を必要とする市（以下「受援市」という。）の長が行うものとする。ただし、応援を行う市（以下「応援市」という。）が応援要請前に、受援市の災害等を覚知し、受援市の長からの応援要請を待たずに応援出動した場合

は、受援市の長からの応援要請があったものとする。

(応援の困難又は中断)

第4条 第2条に規定する応援が困難になる場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援市において、火災や救助事案等、多くの出動隊を必要とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) その他やむを得ない事情がある場合

2 応援出動後に前項各号に掲げる事態が生じた場合、応援市の長は、受援市の長と協議のうえ、応援を中断できるものとする。

(応援する地域)

第5条 応援する地域は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する応援の地域は、原則として両市の管轄全域とする。
- (2) 第2条第3号に規定する応援の地域は、別に定めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき、受援市の消防長が行うものとする。

2 前項の指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができるものとする。

(応援経費及び補償費等の負担)

第7条 応援に要した経費の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受援市の長が負担する経費

- ア 応援が長時間にわたることに伴う燃料費、食糧費
- イ 化学消火薬剤費
- ウ 応援活動に起因する車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金（応援市の条例に基づき算出した額）
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費（応援市の活動に重大な過失がある場合は、応援市の負担とする。）

- (2) 応援市の長が負担する経費

- ア 出動手当、時間外勤務手当等
- イ 公務災害補償費
- ウ 交通事故による損害賠償費
- エ 被服の損料等

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度、両市の長が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第9条 第2条及び第5条第2号の規定に基づき定める事項で疑義が生じた場合は、両市の消防長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

伊賀市
伊賀市長

名張市
名張市長

市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切に対応していかなければならない。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。

2 消防の連携・協力の推進

(1) 消防の連携・協力の必要性等

(ア) 必要性和効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果は、連携・協力を行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強（※）
- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上（※）

といった効果がある。（※）の事項については、消防の広域化を行った場合と異なり、その効果は消防の連携・協力を行う消防事務（指令の共同運用における指令業務など）にとどまるものの、当該事務の範囲では

十分な効果が得られる。)

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

(イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるようなことのないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考

にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられる。とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きいことから、市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、指令の共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センタ

一の整備については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

- 本指針に基づく共同化に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の(ア)～(カ)のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の6つの例以外のものも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

(ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に再先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。既に指令の共同運用を実施している消防本部も含め、上記のような高度な運用によるより効果的・効率的な部隊運用について検討することが望ましい。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

(イ) 消防用車両の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両については、

一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化することができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

(ウ) 境界付近における消防署所の共同設置

消防本部の管轄の境界付近において複数の消防本部がそれぞれ署所を配置しており、圏域全体で考えると非効率な配置になっている場合がある。こうした場合においては、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる。

(エ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

(オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

(カ) 応援計画の見直し等による消防力の強化

複数の消防本部が連携・協力して、応援計画の見直しや訓練の実施、車両・資機材の配備調整を行うことにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとすることができる。

※ なお、上の（ア）～（カ）に係る地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例については、参考資料を参照すること。

第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力をに係る積極的な取組を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・

協力の実施に当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期限も踏まえ、平成36年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

3 モデル事業の実施結果を踏まえた検討

消防の連携・協力について、具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、国の委託事業として、平成29年度に連携・協力のモデル構築事業を実施するので、その状況も参考にしながら計画を作成すること。

別紙

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

（１）連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・消防需要の現況と将来予測
- ・消防力の現況と将来予測
- ・財政の現況と将来予測
- ・組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

（２）連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

（１）の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めることが考えられる。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むことも考えられる。

（３）連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

（４）実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期につ

いても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の（１）から（６）までの事項が明確になるよう計画に定める。

（１）連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。

（２）連携・協力を行う地域

境界付近における消防署所の共同設置など、一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

（３）連携・協力を行う方法

（１）で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

（４）連携・協力に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

（５）連携・協力に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

（６）連携・協力に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。

3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力の実施に当たって、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

参考資料

地方自治法及び消防組織法上の連携・協力手法の例

	地方自治法(昭和22年法律第67号)						消防 組織法 (昭和22年 法律第226号)
	連携協約 第252条の2	協議会 第252条の2の2	機関等の共同設置 (内部組織の共同設置) 第252条の7	事務委託 第252条の14	事務の代替 執行 第252条の16 の2	職員の派遣 第252条の17	相互応援協 定 第39条第2項
(ア) 指令の共同運用	○	○	○	○	○		
(イ) 消防用車両の共同 整備	○			○	○		
(ウ) 境界付近における消 防署所の共同設置	○		○	○	○		
(エ) 高度・専門的な違反 処理や特殊な火災原 因調査等の予防業 務における消防の連 携・協力		○			○	○	○
(オ) 専門的な人材育成の 推進	○	○		○		○	○
(カ) 応援計画の見直し等 による消防力の強化							○

「○」：活用が想定される主な手法

三重県消防広域化及び連携・協力に 関する推進計画

(第 4 章 抜粋)

平成 31 年（2019 年）3 月

三 重 県

目 次

第1章 計画の基本的な事項	 P1
1.1 計画策定の目的	
1.2 計画に定める事項	
第2章 消防の広域化及び連携・協力の経緯等	 P2
2.1 消防の広域化及び連携・協力の経緯	
2.1.1 国におけるこれまでの経緯	
2.2 全国の実組状況	
2.2.1 広域化の実組状況	
2.2.2 連携・協力の実組状況	
2.2.3 消防の広域化の成果（全国の事例）	
2.2.4 広域化が進まなかった理由と今後の対応	
第3章 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現状	 P11
3.1 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題	
3.2 三重県の消防の現状	
3.2.1 消防本部の現状	
3.2.2 消防の活動状況	
3.2.3 消防力の状況	
3.3 広域化及び連携・協力の実組の継続の必要性	
第4章 消防力の向上に向けた実組	 P29
4.1 10年間の振り返り	
4.1.1 消防力カードに基づく消防力の推移	
4.1.2 三重県における広域化及び連携・協力の実組状況	
4.2 10年後の消防体制の姿	
4.3 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について	
4.3.1 消防の連携・協力の推進について	
4.3.2 消防の広域化の推進について	
第5章 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置	 P39
5.1 広域化及び連携・協力推進のための措置事項	
5.1.1 国の支援措置	
5.1.2 県の支援措置	

第4章 消防力の向上に向けた取組

4.1 10年間の振り返り

4.1.1 消防力カードに基づく消防力の推移

各消防本部においては、社会経済環境の変化や消防に対する様々な住民ニーズ、自然災害や事故等に的確に対応していくため、着実に消防力の充実強化が進められています。前章においても記述しましたが、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づく、消防組織、消防施設、消防活動の推移については、以下のとおりです。

(1) 消防組織

項目	平成19年度 現況調査	消防力カード (H29年度)	増減(率)
管轄人口	1,866,963人	1,841,219人	▲25,744人(▲1.4%)
消防吏員数	2,361人	2,540人	179人(7.6%)
消防費	24,580百万円	27,669百万円	3,089百万円(12.5%)
人口一人あたり消防費	13,166円	15,028円	1,862円(14.1%)
救急隊数	99隊	105隊	6隊(6.0%)
救急救命士数	240人	532人	292人(121.7%)
緊急消防援助隊登録部隊数	55隊	101隊	46隊(83.6%)

※ 消防力カードの消防費と人口一人あたり消防費については、28年度の数値

出典：平成19年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

(2) 消防施設

項目	平成18年度 実態調査	消防力カード (H29年度)	増減(率)
消防署所数	85	88	3(3.5%)
消防ポンプ自動車 充足率	89.7%	99.2%	9.5ポイント
はしご自動車 未配備消防本部数	3消防本部	3消防本部	0
化学消防車充足率 100%未満消防本部数	4消防本部	3消防本部	▲1消防本部(▲25.0%)

※ 実態調査は3年ごとに行われるため、18年度の数値

出典：平成18年度消防施設整備計画実態調査、消防力カード

(3) 消防活動

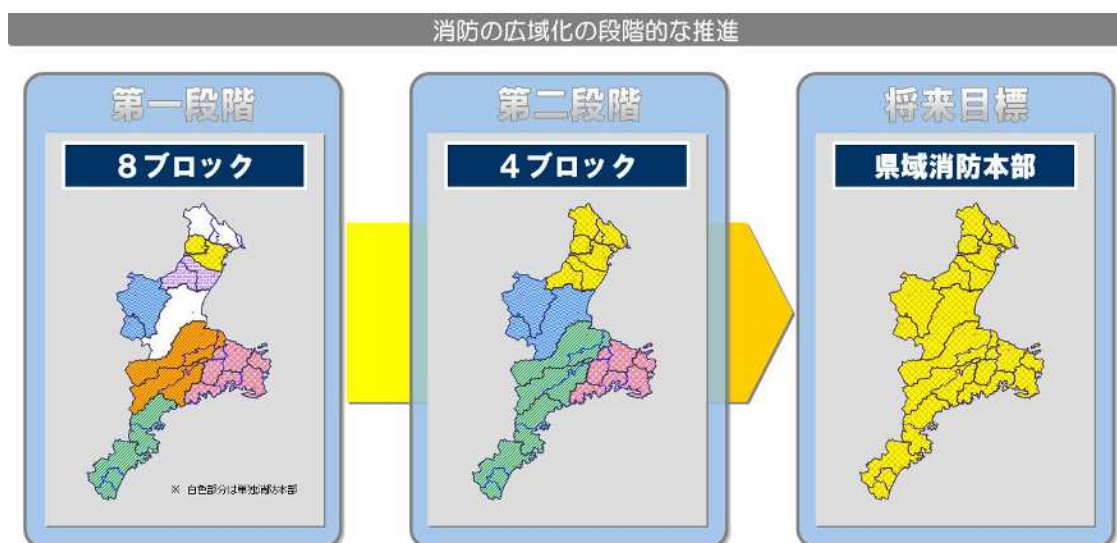
項目	平成 19 年度 現況調査	消防力カード (H29 年度)	増減 (率)
火災出動件数	889 件	634 件	▲255 件(▲28.7%)
火災出動吏員一人あたり	37.8%	25.0%	▲12.8 ポイント
救急出動件数	73,409 件	94,160 件	20,751 件(28.3%)
救急出動件数一隊あたり	703.6 件	888.3 件	184.7 件(26.3%)
現場到着平均時間	7.5 分	8.5 分	1.0 分(13.3%)
病院収容平均時間	32.4 分	38.6 分	6.2 分(19.1%)

出典：平成 19 年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

4.1.2 三重県における広域化及び連携・協力の取組状況

本県においては、平成 20 年 3 月に策定した「三重県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）では、広域化の形として、最もスケールメリットが働く県域を一つの組合せとした県域消防本部が効果的であるとしながらも、県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要し、広域化の期限（平成 24 年度末）内に実現することは困難であるとして予想されるため、将来目標を県域消防本部としつつ、段階的な広域化を推進していくこととしました。

具体的には、第一段階は、平成 24 年度末までの当面の目標として、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果を得ることができる組合せとして 8 ブロックに、第二段階は、基本指針に示された管轄人口 30 万人の規模目標に合わせて 4 ブロックにするというものです。



また、その後、消防庁の基本指針の改正を受け、旧推進計画を見直し、平成 26 年 3 月に策定した「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（以下「旧推進計画（改訂版）」という。）では、単に管轄人口規模等を問題にするだけでなく、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえ、進めていくこととしました。

具体的には、優先的に広域化に取り組む地域の重点化を行い、広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域として「伊賀市・名張市地域」、「四日市市・菰野町地域」を、急ぎ消防体制の強化が必要な地域として「鳥羽市」を記載し、広域化を推進してきました。

この 10 年間における各地域の取組状況は様々であり、広域化及び連携・協力に關しての具体的な取組の状況については以下のとおりです。

1 各地域における広域化及び連携・協力の取組状況

（１）伊賀市・名張市地域

平成 29 年度末頃から、伊賀市消防本部と名張市消防本部との間で、通信指令業務の共同運用に関する勉強会を開催し、その中で、データ移行による業務の一元化のための指令台改修が技術的に困難であることが判明しましたが、引き続き、次の通信指令台更新時における連携・協力の取組について検討することとなりました。

（２）四日市市・菰野町地域

平成 28 年度から桑名市・四日市市・菰野町の 3 消防本部で三重北消防指令センターにおいて通信指令業務の共同運用に取り組むとともに、四日市・菰野ブロック消防広域化研究会において広域化の研究を進めてきました。

現時点で広域化の進展には至りませんでした。今後、幅広く広域化や連携・協力について研究することとしています。

〔三重北消防指令センター〕

平成 19 年度から、桑名市消防本部と四日市市消防本部との間において、通信指令業務の共同運用が行われており、消防救急無線のデジタル化に伴う通信指令台の更新に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日からは従前の桑名市消防本部と四日市市消防本部の 2 消防本部に菰野町消防本部を加えた 3 消防本部による「三重北消防指令センター」が、四日市市中消防署中央分署内に設けられ、通信指令業務の共同運用が開始されています。

更新された高機能消防指令台は、災害発生場所を特定する「発信地表示システム」や災害発生場所の最も近くにいる消防車両を出動させる「車両動態管理システム」などの機能が強化されています。また、3 消防本部の共同運用により災害情報の一元化が図られ、大規模災害や広域的な災害、特異な災害等が発生した場合には、早期に相互応援を行うことが可能となっています。

(3) 鳥羽市（志摩広域・鳥羽地域）

過去の検討において近隣自治体との広域化のメリットが見出せず、広域化の検討は進んでいませんが、志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部との間で通信指令業務の共同運用など、連携・協力の取組について検討することとなりました。

(4) 津市・鈴鹿市・亀山市地域

鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部は、平成 29 年度に消防庁の「消防の連携・協力のモデル構築事業」を活用し、年間の災害出動頻度が少なく、車両の購入費・維持管理費が高額な、はしご自動車等の共同整備に関する検討に取り組み、適正な車両配置や運用効果、経済的効果の試算等を行い、合理的で妥当性のある整備方策が計画されています。現在は、具体的な整備運用方策や諸課題を協議する検討委員会が設置され、はしご自動車の共同整備に向けた協議が行われています。

また、津市消防本部、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部において、通信指令業務の共同運用について、新たに検討することとなりました。

(5) その他の地域

松阪・紀勢地域については、研究会等の設置に至りませんでした。また、東紀州地域については、平成 21 年 10 月に消防のあり方勉強会（消防の諸課題の検討）が設置されましたが、広域化への進展はありませんでした。

4.2 10年後の消防体制の姿

1 10年後の各消防本部の状況

(1) 小規模消防本部における管轄人口の減少

今から約10年後の2030年には、県全体で約1割の人口が減少し、全ての消防本部で管轄人口が減少すると推計されています。小規模な消防本部ほど人口減少率が大きくなる傾向にあり、そのうち4消防本部については、3割以上の減少が見込まれており、消防本部の小規模化の進展が懸念されます。

消防本部別 約10年後の管轄人口

消防本部名	平成29年度 (2017年) 管轄人口 (人)	2030年 管轄人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)
桑名市消防本部	220,875	207,141	▲ 13,734	▲ 6.2
四日市市消防本部	337,859	332,431	▲ 5,428	▲ 1.6
菰野町消防本部	41,803	39,402	▲ 2,401	▲ 5.7
鈴鹿市消防本部	200,151	180,224	▲ 19,927	▲ 10.0
亀山市消防本部	49,709	47,807	▲ 1,902	▲ 3.8
津市消防本部	281,745	256,703	▲ 25,042	▲ 8.9
伊賀市消防本部	93,896	70,883	▲ 23,013	▲ 24.5
名張市消防本部	79,926	69,929	▲ 9,997	▲ 12.5
伊勢市消防本部	152,972	137,375	▲ 15,597	▲ 10.2
鳥羽市消防本部	19,691	13,492	▲ 6,199	▲ 31.5
志摩広域消防組合	59,902	41,186	▲ 18,716	▲ 31.2
松阪地区広域消防組合	204,723	180,789	▲ 23,934	▲ 11.7
紀勢地区広域消防組合	24,600	16,433	▲ 8,167	▲ 33.2
三重紀北消防組合	35,345	23,552	▲ 11,793	▲ 33.4
熊野市消防本部	38,022	27,703	▲ 10,319	▲ 27.1
計	1,841,219	1,645,050	▲ 196,169	▲ 10.7

出典：平成29年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

(2) 高齢化と人口の低密度化

人口の減少、少子高齢化が進む中で、消防の需要が大きく変化する要素があり、高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い、避難行動要支援者の数が増加していくことが想定されています。

救急業務については、高齢者、特に後期高齢者になるほど救急搬送率が高いことから、今後予想される高齢者人口の推移は地域によって様々ですが、全国の救急搬送人員数は2035年まで増加することが予想されており、消防防災活動における対応力の強化が求められています。

また、人口減少による人口の低密度化は、市街地であっても、市街地面積の減少や防火構造の改善を伴わない場合、必要な署所等の数はあまり変化しないものと考えられることに加え、救急や救助の対応を考慮すると、人口が低密度化しても、引き続き即応体制を確保していくことが求められると考えられます。

消防本部別 約 10 年後の 65 歳以上人口割合

消防本部名	2015年 (%)	2030年 (%)	増減 (ポイント)
桑名市消防本部	25.7	30.3	4.6
四日市市消防本部	24.4	27.1	2.7
菰野町消防本部	25.5	28.5	3.0
鈴鹿市消防本部	24.0	30.6	6.6
亀山市消防本部	25.2	30.0	4.8
津市消防本部	27.9	32.0	4.1
伊賀市消防本部	31.7	38.7	7.0
名張市消防本部	28.3	36.6	8.3
伊勢市消防本部	29.2	33.8	4.6
鳥羽市消防本部	35.3	47.7	12.4
志摩広域消防組合	38.9	49.4	10.5
松阪地区広域消防組合	28.5	33.9	5.4
紀勢地区広域消防組合	43.9	53.0	9.1
三重紀北消防組合	41.7	49.9	8.2
熊野市消防本部	38.4	46.3	7.9
計	27.9	32.6	4.7

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口

(3) 指令センター等の大規模施設の更新

消防指令センターについては、平成 26～28 年頃に消防救急無線のデジタル化と同時に更新した団体が多数あり、消防指令センターの使用期間の目安としておおむね 10 年程度とされていることから、全国的に 2023 年から 2025 年までが更新のピークとなっています。本県においても、2025 年から 2026 年にかけて、7 消防本部において次期消防指令センターの更新が予定されています。

次期消防指令センター更新時に通信指令業務の共同運用を見据えた体制を検討するのであれば、今の時期から検討を開始していく必要があると考えられます。

消防指令センターの更新予定時期

年度	2022 年 以前	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年 以降
消防本部数	3	0	1	3	4	4

出典：消防力カード

※指令装置の型について

指令装置は、管轄人口規模に応じて指令台や回線の数設定され、Ⅰ型～Ⅲ型に区分されます。(Ⅰ型・離島型：10 万未満、Ⅱ型：10 万以上 40 万未満、Ⅲ型：40 万以上)

2 10年後の消防体制の方向性について

(1) これまでの取組

これまで、大規模災害等への対応、高齢化に伴う救急需要への対応が求められる中で、消防吏員の増員や救急隊、緊急消防援助隊の増隊とともに、平成 30 年 7 月豪雨への緊急消防援助隊の派遣、県内消防の応援協定による相互応援による平成 30 年 1 月の伊勢市のアーケード火災や名張市の工場火災の対応をしてきたところです。

また、広域化及び連携・協力の取組については、各地域における積極的な取組により、県内人口の約 3 分の 1 を占める 60 万人を管轄する「三重北消防指令センター」の設置や、鈴鹿市、亀山市によるはしご自動車の共同整備の検討などが実現したほか、そのほかの地域においても、様々な検討や研究がなされ、引き続き広域化を見据えた議論の動きが出てきています。

(2) 10 年後の消防体制の方向性

こうした中、救急業務については、高齢化等に伴う需要の増加とともに、病院収容時間が延伸傾向にあること、また、消防施設について、特殊自動車や消防水利などが一部の消防本部で不十分な状況があることから、さらなる体制強化と連携・協力等による効率化が課題となっています。

また、今後 10 年間には、さらなる人口減少、人口の低密度化、高齢化が予想され、人口減少による消防本部の小規模化の進展が懸念される中で、必要な署所数や即応体制の確保と、消防防災活動の対応力の強化が求められています。

さらに、女性消防吏員の活躍推進への対応やハラスメント等への対応については、組織管理体制の基盤強化が必要となっています。

このため、こうした課題とこれまでの各地域における取組を十分ふまえ、広域化の道筋をつける連携・協力を中心とした取組を進め、消防の体制強化の実現をめざします。

また、小規模消防本部のうち、特に特定小規模消防本部については、体制強化に向けた取組を行っていくこととします。

4.3 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について

4.3.1 消防の連携・協力の推進について

人口減少社会においても大規模地震、豪雨災害、テロ災害や市街地における大規模な火災等の複雑・多様化する災害に適切に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要です。常備消防については、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に
応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要があります。

連携・協力については、これまで広域化を進めてきた地域を中心に新たな検討会の設置や検討項目の追加の動きがあり、前向きな議論が進められつつあります。消防庁が示す推進期限の5年間において、県としてもオブザーバーとして参加するなど積極的に支援し、集中的に議論を進め結論を得ることをめざします。

1 通信指令業務の共同運用

(連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域)

① 津市・鈴鹿市・亀山市地域

津市消防本部、鈴鹿市消防本部及び亀山市消防本部は、平成31年2月に「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」を設置し、通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んでいます。

この地域は、過去にも通信指令業務の共同運用に関して協議を行っており、消防指令台の次期更新時期（2024年から2026年頃）が比較的近いこと、消防指令台のメーカーが同じであることなどから、再び次の指令台更新時に向けた検討が進められています。

② 志摩広域・鳥羽市地域

志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部は、平成30年11月に「志摩広域・鳥羽消防連携・協力検討会」を設置し、通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んでいます。

鳥羽市消防本部は、2020年度の本部庁舎移転に合わせて、単独で高機能消防指令台を導入する予定ですが、その後の更新時における通信指令業務の共同運用に向けた検討が進められています。

③ 伊賀市・名張市地域

伊賀市消防本部と名張市消防本部は、平成31年2月に「伊賀・名張消防連携・協力勉強会」を設置し、通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んでいます。

名張市消防本部は、数年後に単独で高機能消防指令台を導入する予定ですが、その後の更新時における通信指令業務の共同運用に向けた検討が進められています。

2 はしご自動車の共同整備

(連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域)

① 鈴鹿市・亀山市地域

鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部は、平成 30 年 5 月に「はしご車共同整備検討委員会」を設置し、具体的な整備運用方策や諸課題など、はしご自動車の共同整備に関する協議が進められています。

はしご自動車については、年間の災害出動回数が少なく、購入費用が約 2 億円、オーバーホールなどの維持管理費も数千万円と高額であり、特に財政面において負担となっています。鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部が所有するはしご自動車については、更新時期が近いことから、両市の圏域内において、はしご自動車を共同整備し、有効活用することは、購入費用や維持管理費の低減化が図られ、使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などへ財政的資源が効率的に配分されるなど、消防力の充実強化が期待されます。

4.3.2 消防の広域化の推進について

1 広域化の推進について

消防庁は、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化され、組織管理、財政運営等の観点からも管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標としながらも、地域の事情を十分に考慮し、規模目標にこだわることなく、着実に小規模消防本部の広域化を推進していく必要があるとしています。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化が消防力の維持・強化には有効な手段の一つであることから、原則として、現行の広域化対象市町の組合せを踏襲しつつ、連携・協力などの取組をステップとして中長期的な広域化も展望しながら、取組を進めていきます。

2 特定小規模消防本部の課題と対応

鳥羽市消防本部は、平成 30 年 4 月 1 日現在で消防吏員 45 名と、消防庁が基本指針において定める消防吏員 50 人以下の特定小規模消防本部に県内で唯一該当しており、1 消防本部 1 署 1 出張所（管轄人口約 19,000 人）と、有人離島（神島、答志島、菅島、坂手島）及び県内有数の観光地を管轄内に有する消防本部です。

消防力の整備指針では、人口規模に応じた数の救急自動車（救急隊）が配置されることとなっていますが、救急出動件数を見ると管内人口が倍ある菰野町消防本部（管轄人口約 40,000 人）とほぼ同じ件数（平成 29 年出動件数：菰野町 1,480 件、鳥羽市 1,461 件）となっています。これは、宿泊、観光客が救急出動の約 3 分の 1 を占めているためであり、高齢化とともに観光客の増大に伴う救急需要の増加への対応が課題となっています。加えて、県内有数の国際観光都市である鳥羽市にとっては、大規模災害や複数箇所での火災・災害等から住民・観光客を守るため、消防力を充実強化していく必要があります。

現時点では、広域化に向けた具体的な取組は見られませんが、志摩広域消防組合との連携・協力の取組の実現に努めるとともに、消防防災施設等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら施設設備整備等に係る財政面での効率化を図るなど、消防体制の充実強化を支援していきます。

3 広域化の気運の醸成

消防の諸課題を解決し、各地域においてより充実した消防防災体制を確立するためには、消防の広域化について、他の地域においても今後も引き続き検討を重ねていく必要があります。

そのため、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うためのノウハウに関する適切な情報提供や必要な調整等について、地域の実情に応じてきめ細かに行っていきます。

指令業務共同運用先行事例一覧表

No.	共同センター名	運用開始日	運営方式
	センター設置場所		
1	上十三（かみとおさん）消防指令センター	H28.4.1	協議会
	十和田地域広域事務組合十和田消防庁舎内		
2	岩手中央消防指令センター	H28.6.1	協議会
	盛岡中央消防署内		
3	会津若松地方・喜多方地方消防指令センター	H24.3.1	協議会
	会津若松地方広域市町村圏組合内		
4	いばらき消防指令センター	H28.6.1	協議会
	水戸市役所内原出張所横		
5	栃木北東地区消防指令センター	H27.10.1	協議会
	那須地区消防本部庁舎内		
6	たかさき消防共同消防指令センター	H28.4.1	協議会
	高崎市内		
7	熊谷市・行田市消防指令センター	H23.10.1	協議会
	熊谷市消防本部内		
8	上尾市・伊奈町消防指令センター	H25.4.1	協議会
	上尾市消防本部内		
9	坂戸鶴ヶ島消防組合・西入間広域消防組合消防指令センター	H27.4.1	協議会
	坂戸市内		
10	ちば北西部消防指令センター	H25.4.18 (R3.2)	協議会
	松戸市中央消防署内		
11	ちば消防共同指令センター	H25.4.1	協議会
	千葉市消防局内		
12	海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター	H27.4.1	協議会
	海老名市内		
13	平塚市・大磯町・二宮町消防指令センター	H29.4.1	協議会
	平塚市役所内		
14	横須賀市・葉山町消防指令センター	H27.4.1	協議会
	横須賀市消防局内		
15	茅ヶ崎市・寒川町消防指令センター	H28.2.15	事務委託
	茅ヶ崎市役所内		
16	県西部消防指令センター	H26.1.1	協議会
	高岡市消防本部内		

No.	共同センター名	運用開始日	運営方式
	センター設置場所		
17	金沢市消防局消防指令センター	H20.4.1	協議会
	金沢市消防局内		
18	山梨県東部消防指令センター	H27.4.1	協議会
	都留（つる）市消防本部内		
19	富士市・富士宮市消防指令センター	H27.9.10	協議会
	富士市消防防災庁舎内		
20	中東遠消防指令センター	H24.4.1	協議会
	磐田市役所福田支所内		
21	一宮市・稲沢市消防指令センター	H28.4.1	協議会
	一宮市消防本部内		
22	海部地方消防指令センター	H25.4.1	協議会
	弥富市役所十四山支所内		
23	知多広域消防指令センター	H24.4.1	協議会
	半田市内		
24	東三河消防指令センター	H24.3.1	協議会
	豊橋市中消防署内		
25	岡崎幸田消防指令センター	H30.4.1	共同設置
	岡崎市役所東庁舎内		
26	瀬戸・尾張旭消防指令センター	H24.12.1	協議会
	瀬戸市消防本部内		
27	尾張中北消防指令センター	H28.4.1	協議会
	小牧市消防本部南側		
28	三重北消防指令センター	H28.4.1	協議会
	四日市市中消防署中央分署内		
29	豊中市・池田市消防指令センター	H27.4.1	相互応援協定
	豊中市内		
30	吹田市・摂津市消防指令センター	H28.4.1	協議会
	吹田市消防本部内		
31	枚方寝屋川消防組合・交野市消防指令センター	H27.7.6	事務委託
	枚方寝屋川消防組合消防本部庁舎内		
32	岸和田市忠岡町消防指令センター	R3.2.26	協議会
	岸和田市消防本部内		
33	尼崎市・伊丹市消防指令センター	H23.4.1	協議会
	尼崎市防災センター内		

No.	共同センター名	運用開始日	運営方式
	センター設置場所		
34	宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター	H23.4.1	協議会
	宝塚市消防本部西消防署合同庁舎内		
35	奈良市・生駒市消防指令センター	H28.4.1	協議会
	奈良市防災センター内		
36	和歌山広域消防指令センター	H27.4.1	協議会
	和歌山市消防局内		
37	橋本・伊都地域消防指令センター	H28.4.1	協議会
	橋本市消防本部内		
38	田辺西牟婁消防指令センター	H28.4.1	協議会
	田辺市消防本部内		
39	美作地区消防指令センター	H24.4.1	協議会
	津山圏域消防組合消防本部内		
40	尾道市・三原市消防指令センター	H26.4.1	協議会
	尾道市消防局内		
41	下関市・美祢市消防指令センター	H25.10.10	協議会
	下関市消防局内		
42	美馬地区消防指令センター	H27.4.1	協議会
	美馬市消防署内		
43	中讃消防指令センター	H26.4.1	協議会
	丸亀市消防本部内		
44	福岡都市圏消防共同指令センター	H29.11.30	事務委託
	福岡市消防局内		
45	筑後地域消防指令センター	H28.4.1	協議会
	久留米消防署東出張所内		
46	南薩3市消防指令センター	H28.4.1	協議会
	指宿消防署内		
47	沖縄県消防指令センター	H28.4.1	協議会
	ニライ消防本部内		

協議会	42	89.4%
事務委託	3	6.4%
相互応援協定	1	2.1%
共同設置	1	2.1%